

平成22年第1回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成22年3月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成22年3月9日	9時30分	議長	酒井恵明	
	散会	平成22年3月9日	16時56分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	11番	原三夫		12番	平田通男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 古賀初美		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		健康福祉課長	岩坂唯宜	
	教育長	松隈亞旗人		こども課長	内山敏行	
	会計管理者	高木英文		農林環境課長	吉浦茂樹	
	総務課長	大石実		まちづくり推進課長	平野勉	
	企画政策課長	小野龍雄		教育学習課長	毛利俊治	
	税務住民課長	安永靖文				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 後藤 信八

- (1) 学童保育事業の運営について
- (2) 災害対策について

2. 松石 信男

- (1) 高校生世代に対する短期被保険者証の交付について
- (2) 安心して子育てができるまちづくりへ 通院医療費の助成対象を小学校卒業まで拡充を
- (3) 基山駅前中心市街地活性化対策について

3. 平田 通男

- (1) 一般行政
- (2) 農業行政
- (3) 教育行政

4. 原 三夫

- (1) 合併問題について

5. 品川 義則

- (1) 消防行政について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第 1 一般質問

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 一般質問を議題とします。

まず最初に、後藤信八議員の一般質問を行います。後藤議員。

3 番（後藤信八君）（登壇）

皆さん、おはようございます。3 番議員の後藤信八でございます。通告に基づきまして質問を行います。

まず、大きな項目の 1 つ目ですが、学童保育事業の運営についてであります。正式には放課後児童教室並びに放課後児童クラブということでありますけども、総称して学童保育ということですとお話をさせていただきます。よろしく申し上げます。

学童保育事業は、1997年の児童福祉法により学童保育が法制化されて以来、共働き家庭の増加や子供の安全対策などで年々利用する家庭がふえ、きのうも同僚議員から報告がありましたが、昨年の 5 月の調査では全国で80万人を超え、佐賀県でも171のクラブに6,800人に近い児童が利用しておると言われております。基山町においても、現在で 2 教室で140名以上の児童が利用しており、来年度からはさらに 4 教室、170人以上の大きな利用者になると。子育て支援の重要な柱になっているというふうに思っております。

今年度において、ひまわり教室が移転、新築され、コスモス教室の改修とあわせて施設が整備され、来年度より利用者の拡大等の事業がさらに拡大するのを機会に、今後の運営の方法とあり方について問わせていただきます。

まず、学童保育の現状について、以下の項目についてお聞きします。

1 つ目は、各教室ごとの保育人数と対象児童数に対する割合、2 つ目に、年間の保育日数、保育時間の見込み、そのうち学校休業日での保育日数と保育時間、3 つ目に、各教室ごとの指導員数と 1 人当たりの月平均勤務日数と時間、4 つ目に指導員の勤務年数について、下記の区分で人数を教えてください。1 年未満、1 年以上 3 年未満、3 年以上 5 年未満、5

年以上と。5つ目に、事業全体の収支、国、町、利用者の負担割合についてはどうなっているかというふうに、20年実績、21年見込みで提示願いたい。

第2に、事業の運営の今後の課題についてお聞きします。

1つ目に、22年度からの事業運営の拡大と充実について、その主な内容と考え方についてお聞きしたい。2つ目に、22年度以降の事業運営の負担割合をどのようにしていくのかと。

3つ目に、事業が拡大する中で、保護者、指導員、行政、学校のかかわりやそれぞれの役割と責任をどのように整理していくのか。4つ目に、事業の中で最も重要な役割と責任を担っている指導員の皆さんの雇用形態や勤務実態について、どのような課題があると認識をしておるか。5つ目に、指導員の待遇改善についてどのように考えているかであります。

第3に、学童事業の今後の方向づけについてであります。

1つ目に、事業が大規模化すればするほど、大事な児童を預かり、見守り、育成する責任もますます重くなるはずであります。基山町として、今後学童保育事業をどのように位置づけていくのか、考え方をお聞きしたい。2つ目に、国の制度政策が非常に不十分と言われる中で、基山町として、子育て支援の最重点事業として、町独自にでも制度政策の充実、条件整備を行い、いわば保育所並みに事業の安定性や継続性を確保していくべきと考えておりますけれども、執行部の思いを聞かせていただきたい。

以上が学童保育についてであります。

大きな項目の2番目は災害対策についてであります。

昨年7月に集中豪雨があり、町内各地で大きな被害が出ました。改めて集中豪雨の怖さを認識するとともに、さらに大きな豪雨が降ってきたらどうするのかという不安もよく耳にします。この観点から、確認も含めて質問します。

まず第1に、現在秋光川中心に作成中の洪水ハザードマップはいつ完成するのかと。

第2に、12月議会で説明のあったこの洪水ハザードマップで想定しておると言われます150年に一度の大雨というのはどのようなレベルのものかと。例として、昨年大雨と比べてどういう形になるのかと。また、被災範囲はそれでいくとどの程度拡大するかということについて、予測される範囲で御回答いただきたい。

第3に、現在工事中でありますけれども、玉虫交差点付近の排水改良を行っていただいております。大雨時の交差点付近の浸水やニュータウン内の道路の冠水がこのことによってどの程度改良されるのかと。また、このハザードマップ想定のような大雨が来た場合、どのよう

になると予測されるのかということについて意見をお伺いしたいと思います。

最後に、自然と利便性が共生するというこの基山町の特徴でありますけども、一方では大きな災害も発生しやすいということでありまして、不安要素でもあるわけでありまして。高齢化が進む中で、将来とも安心して住める災害に強いまちづくりを今後どのように進めていくのか、町長の方針をお聞きしたい。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。後藤信八議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1番目に、学童保育事業の運営についてということでございます。

(1)学童保育の現状について（21年度）。

ア、各教室ごとの保育人数と対象児童数に対する割合ということでございます。

これは、まず学年ごとに申し上げたいと思います。1年生が、ひまわり教室、保育人数が42名、対象人数が105名、割合は40%でございます。それから、2年生、ひまわり教室でございますけども、2年生、保育人数31名、対象人数105名、29.5%、それから3年生が、保育人数が16名、対象人数97名、割合が16.5%ということです。それから、コスモス教室のほうが、1年生、保育人数10名、対象人数44名、割合は22.7%、2年生は、保育人数が34名、対象人数は66名、割合が51.5%、3年生が、保育人数8名、対象人数63名、割合は12.7%となっております。

イの年間の保育日数、保育時間の見込み、うち学校休日日での保育日数、時間ということでございます。

ひまわり教室、コスモス教室とも保育日数や保育時間は基本的には同じでございます。年間の保育日数は290日、保育時間は約1,666時間でございます。そのうち土曜日の保育日数は50日、保育時間は約475時間、夏休みなどの学校休日日の保育日数は42日です。保育時間は約399時間です。開所時間は、平日が14時から18時、土曜日、学校休日日は8時半から18時まででございます。

ウの各教室ごとの指導員数、月平均勤務日数と時間でございますが、ひまわり教室は、登録指導員数が8名、月平均勤務日数が15.9日、それから月平均時間数ですが74時間です。そ

れから、コスモス教室は、登録指導員数が6名、月平均勤務日数が14.9日、それから月平均時間数は68.6時間でございます。

エの指導員の経験年数はどうかということでございます。1年未満、1年以上3年未満、3年以上5年未満、5年以上ということでございますが、ひまわり教室が、1年未満が5名、それから1年以上3年未満はいらっしゃいません、それから3年以上5年未満が2名、5年以上が4名、合計11名です。それから、コスモス教室は、1年未満が5名、1年以上3年未満が4名、3年以上5年未満がいらっしゃいません、5年以上が2人、計の11名でございます。

オの事業全体の収支負担割合はどうかと、20年度決算、21年度見込みということでございますが、平成20年度は総事業費が8,868千円、利用負担金が1,956千円、これは22%に当たります。それから、補助金が4,608千円、これは52%、町が2,304千円で26%となります。平成21年度の見込みでは、総事業費が9,535千円、それから利用負担金は1,732千円、これは18.2%に当たります。それから、補助金が4,900千円、51.4%です。町が2,903千円で30.4%でございます。

(2)の事業運営の今後の課題についてということで、ア、22年度からの事業運営の拡大についての内容と考え方を聞きたいということです。

ひまわり教室、コスモス教室、それぞれ2教室に分けて運営をいたします。対象学年を3年から4年までに拡大し、これに伴い、定員をひまわり教室95名から110名に、コスモス教室75名から80名に見直します。また、6時から7時までの1時間の延長保育を実施いたします。これに伴い、指導員体制も見直し、1教室3名で行い、保育の充実と指導員の負担軽減を図っていきたいと考えております。

イの22年度以降の事業の負担割合はどのようにしていくかということですが、今議会で放課後児童クラブ条例を上程いたしておりますが、この中での利用負担金の考え方といたしましては、総事業費から補助金を差し引いた額を利用者の方と町でそれぞれ2分の1負担をお願いしたいと考えております。

また、月曜日から金曜日までの平日利用の料金と土曜日や長期休業中、時間延長保育の料金を区分をいたしております。

ウの事業が拡大する中で保護者、指導員、行政、学校のかかわりやそれぞれの役割と責任をどのように整理していくのかということですが、学童保育を運営する中で、以前のように

指導員の方に頼るだけでは困難になってきております。行政が主体的に責任を持って行っていくことはもちろん、ガイドラインにも示されておりますとおり、保護者及び保護者組織との連携、学校や地域との連携を図りながら学童保育運営に当たらなければならないと思っております。

エの指導員の雇用形態と勤務実態についてどのような課題があると認識しておるかということでございますが、指導員の雇用形態と勤務実態の課題といたしましては、臨時雇用であるおこと、放課後から始まる学童保育の形態から、短時間勤務やローテーション勤務などにより収入が少ないということ、特に放課後から夕方までの勤務という時間帯にも課題があると考えられます。

オの指導員の待遇改善についてどのように考えるかということですが、指導員の待遇改善については、やはり賃金面の改善や指導員の常勤化が一番であると考えますが、臨時職員全体としての見直しが必要になりますので、今すぐには難しいと考えております。

また、指導員の負担軽減として、児童数に見合った指導員数の配置、研修の充実、保護者の理解と協力を得る機会をふやす、学童保育に対する地域の理解も深める、関係する機関との連携協力を図ることなどが考えられます。

(3)今後の方向づけについてでございます。

ア、今後学童保育をどのように位置づけていくかと、町としてはということですが、御指摘のように、学童保育に求められるものは年々大きくなっており、さらに事業拡大等により、預かる側の責任もますます重くなってきます。基山町としても、学童保育は子育て支援の重要な施策の一つとして位置づけております。

イの基山町として独自にでも政策の充実、条件整備を行い、事業の安定性や継続性を確保するべきではないかということでございます。放課後児童健全育成事業は、町の重要な子育て支援事業の一つとして認識しておるところでございます。このことから、行政が深くかかわって施設整備や指導員の待遇改善などを条件整備を行いながら、児童が安心して通える事業の安定化、継続性を図っていかねばならないと考えております。

次に、2の災害対策についてでございます。

(1)秋光川中心に作成中の洪水ハザードマップはいつ完成かということですが、平成22年3月19日を完了予定といたしております。

(2)この中で想定している150年に一度の大雨とはどのようなレベルかと。例として、昨年

7月の大雨と比べてどうかということでございます。それからまた、被災範囲はどの程度拡大するのかということでございますが、48時間に521mm雨が降ったことを想定して作成を進めております。昨年7月24日から26日の大雨は、最大48時間で346mmの雨でしたので、被害範囲は大きく拡大すると予想されます。

(3)の現在工事中の玉虫交差点の排水改良で大雨時の交差点付近の浸水及びニュータウン内の道路冠水はどのように改善されるかというお尋ねですが、またハザードマップ等での大雨ではどう同予測されるかということですが、平成13年度に町道浸水対策基本検討業務を実施いたしました。浸水対策は、下水道、雨水排水渠の新設等による大規模な対策が必要となっています。玉虫交差点の流下能力を満足させるためには、流出排水路の流下断面幅を約1.3倍程度に拡幅する必要があります。また、団地内の流下能力を満足させるためには、流下断面幅を約3.3倍程度の拡幅する必要があります。今回バイパス排水路を整備して、流下能力を高めましたので、一定の改善にはなるだろうと思われま。

それから、(4)の基山町では災害が発生しやすいと。それから、高齢化が進む中で、災害に強いまちづくりをどのように進めていくのかということでございますが、基山町においては、昭和28年、38年、55年と大きな災害が起きています。災害により、河川改修、砂防堤の建設等が進められ、以前に比べればかなり災害も減少しているものと思っております。また、今後高齢化を迎え、要援護者対策が重要な課題になってくるものと思っております。災害時要援護者避難支援計画の個別計画を進め、お互い助け合える体制づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

大変丁寧に回答いただきまして、ありがとうございます。

昨日も同僚の重松議員が関連の質問をしましたので、できるだけ重複する部分はもう割愛して再質問をさせていただきます。

まず、学童保育の現状のことですけれども、申しわけありませんが、さっき学年ごとにいただきましたけれども、合計は、1年、3年合計、それから町内全体の合計、どちらかというと、基山町の皆さんの、町の皆さんの出す資料はいつも合計がないというあれが多いん

で、合計についてちょっと御報告いただきます。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

大変失礼いたしました。全体の分につきましては、利用の対象者が480人で、利用者の方が141人ということで、全体の29.37%の方が学童を利用されてるということでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

改めて、先ほどの、大変多くの方が学童保育を利用されとるというようなことであります。

また、2つ目の保育時間、保育日数につきましても、1,666時間、そのうち半分が学校休業日の時間ということでありますけども、本当に大変長い時間を学童保育の場で過ごしておるなということを実感いたします。

きのうもありましたが、全国調査では、1、3年生が小学校で過ごす時間は1,140時間、恐らく基山も似たような時間じゃないかと思うんですが、それよりもはるかに長い時間を学校、それこそ事業の重みというのを改めて感じております。これに今回1時間の延長が加わったら、1,900時間を超えるぐらの所定開所日数、開所時間になるということでありますんで、約2,000時間近い時間をあの2つの教室で過ごすということでありますんで、その重みを改めて再認識をいたしております。

3つ目と4つ目の指導員さんの状況でありますけども、年明けから増員をされとるて聞いておりましたんで、今の報告は、14名ということでありますと、増員前の実態ということで、1人当たりについては、そういうことでよろしいですね。よろしいですね。

平均的に十四、五日の勤務で約70時間前後と、勤務時間がですね、1人当たり、そういうことであります。それでいきますと、1日の勤務時間が大体4.5時間ぐらいにしかならんですけども、開所時間が4時間で、前後の勤務時間等も合わせるともっと多くなってしかるべきじゃないかと思うんですが、その辺のことについて、この平均的にはこういう数字になりますけど、実態としてはそういうことでよろしいんですか。何か特にほかに違った事情があるのかな。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

ただいま御質問の平均的な1日の時間ですけれども、ここに出しておりますように、もう基本的にはやはり4.5時間ぐらいが平均になりますけれども、2月の分をちょっと見ますと、やはりそのときの勤務の、指導員さんの状況でばらつきがございます。少ない方で2.75時間で、多い方で5.5時間、極端にちょっとお願いをしてる分には7時間という方もおられますけれども、基本的には大体4.5時間ぐらいがもう平均ということになります。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

わかりました。要は、勤務の早い遅いの関係で勤務にばらつきがあるということで、その差があるということで理解しときます。

それから、勤務年数のことについて報告いただきました。非常に結構長くやっておられる方が多いのにちょっと驚きました。10年以上やっておられる方もおられるというふうに聞いておりますけれども、この指導員さんの件については後ほど詳しく質問しますので、ここは確認だけにしときます。

5つ目の事業収支負担割合についてでありますけれども、お尋ねですが、この中で、ほとんど大半占めるとは思いますが、実数として人件費は、20年度、21年度のこの950万のうちの幾らを占めるか、よろしくお願ひします。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

今御指摘のとおり、この学童保育の事業費の中、ほとんど賃金ということですが、平成20年度が賃金が占める割合93.4%、8,283千円と、平成21年度、これは見込みですが、9,284千円で97.4%でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

先ほどの指導員さんの数で大体割ると、平均で年600千円ぐらいに満たないぐらいの水準

ですね。この8,000千円、9,000千円という数字ですけども、職員の、ちょっと調べましたが、12月の補正段階で職員の皆さんの1人当たりの人件費、共済とか入れて、一般職138人の平均は7,700千円というふうに計算できますけども、私申し上げたいのは、正規職員1人分の人件費で、1人分ちょっとの人件費で十数名で140人を預かる事業をやってるということの認識であります。

それからもう一つ、これは比較の対象悪いですけども、保育所と比べた場合に、総事業に対する保育人員の、1人当たりの保育費用ですね、770千円、私の計算によると20年度で770千円、町立保育所のほうですね。学童保育は、これ63千円ということで、10分の1。内容も役割も時間も違うことは百も承知でありますけども、ほぼ今年度から保育所並みの人を預かるという責任とか、そのことについては大きく違わないということになりますと、これだけ事業としてまだ未成熟というんですか、大きな責務がある割には未成熟な事業となってるということについて御認識を賜りたいと思います。この辺のこと、町長いかがですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに、今御指摘をいただきましたように、やはりほかと比べると非常に待遇面で劣っておるというようなことだろうというふうに思います。しかしながら、そののところ、時間的な問題もございますし、その他いろいろちょっと考えなきゃいかん問題も、ほかとの関連とございますか、そういうこともございます。資格の問題、いろいろもございませぬですから、その辺はひとつこれからまた考えをさせていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

以上は現状認識のところですので、ここ余り長くあれするとまた時間がなくなりますんで、これぐらいにしておきます。

事業運営の今後の課題についてであります。

まず、1つ目の、22年度からの運営の考え方、これはもう今回いろんな条例も出てきておりますし、またそのときにいろんな議論もあろうかと思えます。

ちょっと確認ですけども、これ、もう既に22年度受け付けが終わって、町政報告でも、ひ

まわり教室110、コスモス教室64と聞いておりますけども、ひまわりはスタートから定員上限ということでありますので、これはもう待機児童が出ておるのかどうかということが1点と、1教室3名体制ということで、今までは1教室6人の4人口ローテーション、これが4教室になって、5人の3人口ローテーションということで聞いております。特にひまわり教室の場合は、1人20人近い、それぞれの階で20人近い、なるということで、11名のシフトなら4名ぐらいでも回せるんじゃないかと私は、4とか3とか、その間とか、非常に大変な事業になるというふうに思っておりますので、この辺のこと、この現実対応、きのうも重松議員の要望として出ておりましたけど、スタートから5の3とか6の、そういうに完全に固定せずにやっていかないと、トラブルが起きたときに云々ということになるかと思っておりますので、その辺のことについてちょっと意見をお伺いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

まず、待機児童の件ですけれども、ひまわり教室がもう定員110名ということで、そちらのほうに8名おられます。1年生が4名、2年生が1名、3年生が3名。コスモス教室はまだ定員満たしておりませんので、64人ということで、あと80人までは入れるということでございます。

それから、指導員さんの体制のことですけれども、一応基本的に2教室に分けると。もともとひまわり教室とコスモス教室、定員も違いますし、きれいに6人を4人から5人、3人に分けるというふうにしておりますけれども、そのあたりは子供さんの状況を見て、やはり緊急にやらなければならないというふうに思ってます。

今までは、ひまわり教室を例にしますと、1人当たり23.75人見るような形になりますけれども、新しい体制で単純に割りますと、1人当たりは18.3人というようなことになりますので、そういう指導員さんの負担軽減といえますか、そういうことはもう十分考えて指導員さんの配置は行っていきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

ローテーション勤務というのは、私も会社時代に随分いろんなそういうシフト勤務の経験

をしたことありますけども、要は、この場合は均一に勤務時間を持つとすると、5人だったら3人とかという話になるわけで、希望によっては週4日来られるとか5日来られるとかという方もおるわけですから、そういうことも入れると、ローテーションについては、もっといろんな意味で幅広く回せるということになりますんで、その辺のこと、現実の子供の状況を見ながら対応していくちゅうことについてぜひよろしくお願い申し上げます。

この2つ目の負担割合の件について、考え方についてはよくわかりました。総事業費から補助費を引いた残りを2分の1にすると、大体折半するという、町と保護者がですね。よくわかりました。この考えでいくと、22年度の総事業費と負担割合は、大体でいいですけども、どんなふうになりますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

大変申しわけございません。一応平成22年度の学童保育の総予算ということで、15,046千円を予定しております。

そのうち、これはもうあくまで試算になりますけど、県の補助金が7,354千円、約半分ということになります。これを差し引きまして、その残り7,692千円を保護者の方と町で案分をするということですので、保護者の方も町も同じですけれども、3,846千円、これを利用人数とかで割って、利用負担金を計算をしてるということでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

この考え方でいけば、負担金を上げた分町の負担を少なくするということでは金額的にはなさそうですので、安心をしております。ただ、この形だと、国の補助金の増減によって負担金が左右されるという形になりかねないんじゃないかなと思います。他市町のように、もう少しこの受益者負担と町負担の考え方を明確にしとくべきではないかというふうに、意見としては思っております。

この辺の負担の問題とか、この条例の中で料金改正の提案とかも出ておりますので、このことについては、そのときにまたいろいろ討論されると思うんで、意見を申し上げたいと思います。

3つ目のそれぞれの保護者、指導員、行政、学校の役割、かわり、責任体制の問題であります。今回上程されとる設置管理条例、クラブ運営の条例等で基本的なルールや責任が整備されることは、私は大きな、今までのわずか10行ぐらいの対策児童教室実施要綱ですか、それからすると大きな前進だというふうに思っております。細かな議論がありますし、また、この条例の審議についてはまたそのときに申し上げます。

ただ、私は、今御提案されておるその内容で、保護者、指導員、行政、学校のそれぞれの役割、責任がはっきりするのかなというふうに思います。回答にもありましたように、これまでではどちらかといえば、申しわけありませんが、町は場所提供責任だけと、学校は都度対応と、保護者は預けたら終わり、大半は臨時職員の指導員任せではなかったかなというふうに思っております。

私も、昨年5月に県の学童保育支援センターのオープン記念の講演等に行きまして、指導員歴32年の、現在全国協議会の副会長されとる片山さんという方の講演も聞いてまいりました。そのときに一番印象に残ったのは、見ているだけではだめと、預けるだけではだめと、預かる責任、預ける責任、これがきちとしないです、本当の額度保育はうまくいかないということの印象が強く残っております。

これから170名以上という大きな児童を預かる責任、預ける責任が、本当にこの今提案されておる条例や規則で理解される体制になるのかなということについて、ちょっと執行部の御見解をお伺いします。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

ただいま御指摘の学童保育の運営につきましては、それこそ以前は預かるだけというふうなイメージもあったわけですが、もう既にそういう状況ではございません。指導員の方にも、低い賃金といいますか、そういう中で本当に頑張っていて、相当な負担もおかけしております。そういう中で、やはり保護者会等も年に1回ないし2回行っておりますけれども、やはりこちらとしては理解をいただけない部分もあつたりとかしておりますけれども、やはり中には一生懸命考えていただける保護者の方もございますので、そういった対話といいますか、そういったものをふやしていかなければならないなというのも実感しております。

それと、基本的にはもうガイドラインの指針によってやっていくというふうには思っております。あれにほとんどのことを、こういうのが望ましいという表現ではありますけれども、そういう学童保育に対する考え方といいますか、そういったのはすべて大体載ってるんじゃないかなと。命令的なものではありませんけれども、やはりこれが大きな指針になると。地域の協力なり、保護者との対話を重視するとかということも全部載っておりますので、基本的にはやはりそれをもとに、これからいろんな改善といいますか、いうことをしていきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

今度の条例で、窓口の責任体制もはっきりしておると思いますが、するのではないかと思っておりますが、どちらにしましても、この行政窓口の責任体制や、あるいは専門家の話によると、やっぱり学校もこのクラブの担当制をしくとか、今は多分校長さんや教頭さんやクラス主任の方に何か問題があるとその都度いろいろお願いしとると、すぐ動いてくれるということも聞いておりますけども、やっぱり預かる側の責任をまずきちとすると。それがまず先ではないかなというふうに思うんであります。その辺の、そういうことをした上で、保護者とか指導員を含めた、保育所とか学校にはそういう運営委員会、協議会みたいなやつがあるわけでありまして、やっぱり4者の運営委員会とかそういった組織もこれからは必要になってくるんじゃないかなと。そういう中で、本当に学童事業を本当に、お互いの責任がはっきりした形になっていくんじゃないかなというふうに思いますんで、その辺のことについて、町長いかがでしょうか。また、教育長についても、学校の関係の取り組みについて、少し見解があればよろしくお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かにこの学童保育というのは、もう子育て支援の大きな部分になってきておるといことは、もう現実でございます。健全育成の意味もございましょうし、それから夫婦の勤務の問題もございましょう。社会的、あるいはまた生活というような面もございまして、本当に大事な部分だという認識は持っております。そして、その運営も、だんだんこうして大きく

なっていておりますので、やはり整備していかなくやいかん部分があると思います。

今までもいろいろ話聞いておりますと、保護者の協議会が主体になって運営されるというような、そういう話もございましたし、また民間に委託するというような、そういうこともあっておるように聞いております。しかしながら、基山町としましては、やはり行政がしっかり責任を持ってこれはやっていかなくやいかんという考えでございますので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

学校も、これまで協力をしてまいりました。そういう意味で、今回基山小の敷地内に建ったということは、近いものでなお一層強力ができるんじゃないかと。若基小も学校校舎の中にそういう場所を設定しております。この点は、非常に連携が密にいくんじゃないかと。

要するに、今からだんだん肥大化すると思っておりますので、これはもう本当にその教室だけでは間に合わないと思っております。だから、先ほどから課長も申しましたように、いろんな機関が連携をしてやっていくと。地域でこれを育成せんと、これ間に合わんんじゃないかというふうには考えてはおります。これからも連携が密にいくように、学校にも協力を依頼したいと思っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

ありがとうございます。個人的には、学校が余り前面に出過ぎると、学校の授業をそのまま教育の中に引き継ぐという形になりますし、いろいろ話聞きますと、やっぱり学校から出た開放感が一番、まず最初にこの子供の顔が変わると、教室に来たら、そういう喜びもあるということでありまして、やっぱり学校の場合はバックアップというんですか、いじめの相談とか、運動場や図書室の利用の問題とか、いろんなバックアップ体制のことについて、ぜひ御協力していただきたいと思いますというふうに思っております。

ちょっと本来の、4つ目、5つ目は指導員に関する課題ですので、この4と5をまとめて再質問いたします。

指導員の課題について、認識はほぼ一緒であります、私これに臨時雇用、短時間、ロー

テーション、収入が少ない、夕方勤務、これらで一番大きな課題だと思っております。この学童保育の運営は臨時職員だけの運営になっておると、職場ですね。これがほかのいろんな臨時職員の皆さんの仕事とは全く違う負荷がかかっているんじゃないかというふうに思っております。

少し突っ込んで質問します。

まず、臨時職員としての雇用契約はどうかとられますか。期間とか更新方法。また、募集に際する根拠の条例なり規則は、日々雇用職員の取扱要綱だけなのか、その件について伺います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

臨時職員の雇用につきましては、日々雇用の要綱に沿って雇用をいたしております。

以上でございます。（「期間とか更新方法はどうですか」と呼ぶ者あり）期間とか、当初、年度始まる前に募集をかけて、履歴書等を出していただいて、それに基づいて登録をしております。（「期間は」「期間と更新」と呼ぶ者あり）1年間ということしております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

その日々雇用職員の取扱要綱でいけば、この1年雇用契約というのは可能なんですか。これ、4カ月までで、その年度内の再雇用はできないとかそういうの、規制があると思うんですが、それはどうなんですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

登録期間の期間が1年間ということで登録をしております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

そうすると、職員さんとその雇用契約というものはないんですか、個別には。あるんです

か。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

ちょっと質問が悪かったんかしれませんが、要は、きちっとそれぞれ1年で更新して、先ほど5年も10年も雇用をされとるわけですね、結果的には。そのこととの関連で申し上げとるだけで、どんなふうに契約を回しとるのかどうか、それを確認しときたい。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

大変申しわけありません。一応、今総務課長が答えましたように、1年契約というような形にさせていただいています。毎年度更新手続といたしますが、履歴書を出していただいて、手続をするということで、放課後児童クラブの指導員の方につきましては、やはりどうしても職种的に限定をされておりますので、そういう指導員の方にお願いをせざるを得ないというところがあって、長くなるということで、10年以上継続をずっとしていただいている指導員の方もおられるという状況でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

ちょっと契約の、余り長くてもそれで時間とりますんで。私が申し上げたいのは、次の質問の中にもありましたように、1年更新で5年も10年も同じ条件で雇用すると。何か違和感がないんでしょうかね。入ったばかりの人も、10年勤務しとる人も同じ日給なんですよ。時給なんですよ。こういうことは民間の非正規雇用の場合でもないですね。

しかも、きのうの回答にもありましたように、22年から主任指導員をつくって、これもまた手当なしと。例えばパートタイム労働法、20年で改正されておりますけども、やっぱり働き方や経験に応じて待遇を決めていくことがもう努力義務化されとんですよ、努力義務ですけどね。民間ではもうそれが当たり前になっておると。私は、保育という仕事の質から、やっぱりある程度長く従事すること、子供と、第二の親って言ったらいかんですけど、要は第二の家庭って言われるくらいに重要なあれでありますから、頻繁にこの指導員がかわるよう

な仕組みっていうのはまた逆におかしいんですね。そうすると、ある程度この指導員の勤務も、短期、臨時というよりも、やっぱり継続が大切になると。根本的にそれを持っておるということを認識しておかないかんのかなと。そういう意味で、一般的なこの臨時雇用という形がいいのか、もっと真剣に検討してほしいと。例えば学校図書係のように、これ業務委託、たしかされておりますね。そういう考え方だったあるわけで、一般の、本当のこの正規の補佐の臨時という立場とはちょっと違うということについて検討していかないかなと思います、その辺についていかがですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

議員おっしゃるのは、私もわかるんでございます。民間だったらそんなもんじゃないぞというようなことをおっしゃいましたけども。しかしながら、今、公務員の中では、やはり資格の問題とか、そういうことについてはやっぱりそれなりの差があってもというようなことなんですけども。ただ、パートに対する経験というのは、ちょっと今のところそういう制度にはなっていないということでございます。これは、やっぱりそういう面も考えていくところもあるのかなというふうには思います。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

ちょっとここは少し食い下がりますけども、募集要項には時給865円、1日6,680円という募集要項をされてますね。この日給だけを見て、指導員の皆さんてこんなにもらってるのと言われるそうですわ。実際は、時間が4時間、5時間、3時間、1日3千円、4千円という、しかもそれが夕方までかかって、そういう勤務になっておる。先ほど言いましたように、1カ月40千円、50千円という。

私、もう一つ、主婦が一番働きにくい時間、5時から7時という、そこを含んだ日給なんですよね。例えば保育園だったら、臨時の方も5時15分以降は割り増しがつくのではないですか、125%、残業割り増し。もちろん2時から勤めて7時に帰るから、残業にはなりませんけども、要は5時から7時までという時間帯は、民間でも5時までのパートの人と5時以降の10時までのパートの人は時給が違うんですね、大半の。そういうことをやっぱり検討し

ないと、一般の、通常の正規の補佐の臨時の方の仕事と、この臨時職員の皆さんだけの職場で、係る仕事の負荷とか、自主性とか、そういうこと全然違うのに、ほかと一緒にやから何ともできませんということでは、やっぱりちょっと余りにも何か策がないんじゃないかなというふうに思います。

土曜日と同じようですね。家族のおる人は土曜日本来は出にくいんですよ。それが年間50日も60日もやっておられるわけで。そういうことも含めて、やっぱり特殊な勤務形態。今回は19時まで延長しますからね、余計出にくくなる。人集まらなくなるというふうに私は思います。

あわせて、利用料金まで集金して、そういう管理までやってるというふうに聞いておりますけど、少しこの特殊な勤務形態ということについての研究をぜひ町のほうでやっていただきたいというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

その辺につきましては、周りの団体等、また研究調査をして検討をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

ぜひ、事業が大きくなって、預かる町の責任も、あるいは預ける責任もどんどん大きくなる。もっともっとこれから以上なきちきちとした形をつくっていかないかんちゅうとこに来ておりますんで、その辺のことも含めて検討はぜひいただきたいと。公務員だからもうそういうことができないちゅんであれば、もう民営化してもらって、民間の常識で体系が整われたほうがはるかにやってる方は得かもしれませんね。そういうことで、喫緊の重要課題としての取り組みをお願い申し上げたいと思います。

3つ目の事業の方向性づけについて、このことについては、もう行政が深くかかわって、条件整備していくってということで力強い回答いただきました。ぜひ、私は個人的には、福祉事業、国の政策がはっきりしとりませんので、非常にやりにくいんかもしれませんが、

福祉事業というより児童福祉的な扱いを将来はしていかなるを得んようになるんではないかというふうに思っております。

ただ、運営のあり方について、いずれは、公設公営のままでいくのか、公設民営という選択肢もあるのかということが議論になるかと思えます。ただ、どちらにしましても、それまでやっぱり保育所のように事業として安定させると、きちっと継続して長くやれる基盤をつくると、それはもう町の責任においてつくるということについて条件整備を進めていくべきではないかなというふうに思っております。

ぜひ、人口減と高齢化、人口減に悩む基山町のこの新しい子育て支援のアピールできるぐらいの支援体制を町として整えるということについての今後の取り組みを期待しておきます。

以上で学童保育について終わらせていただきます。

次に、災害対策であります。

ハザードマップについてはわかりました。48時間に500mm以上という大雨がどの程度のものか全く想像つきませんが、昨年と比較すると、数字的にはそういう形でありますけども、恐らく倍ぐらいの水かさになるぐらいのレベルになるんじゃないかなと、100mmオーバーするだけで、非常に大きな災害になるということ想定されたということでお聞きしておきます。

玉虫交差点の、ニュータウンの排水の問題でありますけども、ちょっと専門用語が出てきてよくわかりませんが、例えばニュータウンの流下断面積3.3倍ちゅうのは、具体的にはどういう改良が必要なのか、またその拡幅をしないといつまでもいつも冠水するという危険性はなくなるのか、その辺のことについてお伺いします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

流下断面幅の拡大でございますけど、今現在ある道路側溝、それから排水路の幅を3.3倍に広げなければ流れないというふうなその調査結果が出ております。ただ、現実、団地内のその排水路を3.3倍とかに拡大はかなり難しいだろうと思えます。だから、もしそれを抜本的に解決するとしたら、下水路管を別に敷設しなければならないのではないかと考えてます。

今回、土木事務所と協議いたしまして、バイパス排水路をつくったわけでございますけれども、今現在も、大雨降ったとき、状況見てますが、車道部分は一時的に冠水しますけれど

も、まだ歩道までは水が上がってません。今回の改修は抜本的な改修ではございませんが、車道部の表面排水をするということで今回改修をいたしております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

長い間のお願いもあって、今回とりあえずバイパス工事を今やっただいとるということで、どの程度改善されるか、実際にはこの夏を見てみないとちょっとわからないかなというふうに思っております、状況を見ながら、またいろんな要望をしていくことになると思います。

いずれにしましても、交差点もニュータウン内も、もともと団地ができたときは、裏は全部里山で、この庁舎とか体育館とか総合公園とかができた後から雨水排水が団地内にどんどん流れ込むという状態ができとるわけでありまして、もともとの設計が非常に小さい、コンパクトな町になっておりますので、排水路を3.3倍もしたら、道路全部排水にせないかんちゃ、そんなばかなことはないんで。

どちらにしましても、今回、今のことでどの程度改善されるか、地元としてもよく見させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

最後に、私このことを申し上げたのは、昨年の大きな災害が出ました。昨年の被害の反省から、もっと災害対策についていろいろ方針とか出てくると思っただんですが、残念ながら、22年度の施政方針、それから予算編成方針には災害の「さ」の字もありませんし、私、もともと災害に対する危機感が本当にあるかなと、総合計画もずっとさかのぼって読んでみましたけども、河川は美しい環境というふうに見ておって、自然災害に対する危機感の「き」の字も総合計画にもないということで、本当にこれでいいのかなと。実際には、昨年の大きな被害が出た災害があったわけでありまして、いろんな、予算とかいろんなこと難しいと思いますが、例えば実松川の懸案事項の改修とか、対策とか、それからそれを中心とする市街地地域の排水対策とか、私どものニュータウンの排水対策とか、新しい、そういうことにもっと真剣に取り組むべきではないかなと。やっぱり、起きたら何か取り組もうかというレベルでは話にならないので、そのことが一言も今度の方針の中にもうたわれてないことについて非常に、昨年災害が起きただけに、昨年よりももう、昨年たしか2時間で90mmとい

う集中的な、2時間で90mmであれですからね。ゲリラ豪雨は、大体1時間で80mmとか100mmとか降った場合に、恐らく実松川は大きくあふれてしまうんじゃないですかね。そういう災害がもう身近にあり得るということについて、もっと危機感持って、地道に排水側溝対策をやるとかということに取り組むべきじゃないかなというふうに思っております。その辺の基本的な考え方について、ちょっと町長よろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それこそ今のこの気候の変化とかいろいろ考えますと、災害に対する備えっていうのは、してもしてもし足りないということだろうと思います。

したがいまして、基本的にはやっぱり河川の改修なり、あるいは堤防の建設とかと開発のバランス、これをやっぱり十分考えていかなきゃいけないなというふうに思っております。河川の改修については、秋光川は河川改修がかなりもう進んで、大体でき上がったということで、私も大雨のときにはちょっと見に行くんですけども、秋光川はそんな水位が上がるようなことは、今、前のほどじゃないというふうに私認識しております。それに比べて、まさに実松川は私の家のすぐあれで、水が入るわけでございますけども、あそこはやっぱり改修してもらわなきゃいかんと。これは、あくまでもやっぱり県の事業でございますもんですから、県にその辺は再三要望はしております。

それと、やはりそこに流れ込む、今度は、今来年度は高島を、それは排水の量どうこうだけじゃなくて、以前からいろいろ問題ございましたから、そういうことはやるようにしております。

それともう一方では、やっぱり危機対策、ここに要援護者ということがありますがけども、それに限らず、本当に危険地域の避難とかいろんなことも考えていかなきゃいかんというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

自然と市街が共生しとるとい町ですね、基山は。それはもう、逆に言えば、災害と紙一重ということ絶対忘れてはいかんというふうに思っております。

ぜひ災害に強いまちづくりに息長く取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で後藤信八議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時41分 休憩～

～午前10時50分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

続きまして、松石信男議員の一般質問を行います。松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

日本共産党議員団の松石信男でございます。

私は、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、3項目について町長にお伺いをしたいと思います。

質問の第1は、高校生世代に対する短期被保険者証の交付についてお尋ねをいたします。

私は、これまで何回も、だれもが安心できる国民健康保険制度への改革について訴えてまいりました。特に国保税が払えない町民の方への資格証明書の発行のあり方について改善を求めてまいりました。平成20年12月議会では、親が国保税を払えないために保険証が取り上げられ無保険状態になっている子供たちの例を示しながら、町長にお金があるなしで子供が治療を受けられないことは絶対にあってはならないと保険証の交付を強く求めてきたところでございます。

昨年4月からの国民健康保険法の改正によりまして、国保税を1年以上滞納し、保険証を取り上げられ、そして資格証明書を交付された世帯の中学生以下の子供には、一律6カ月の短期被保険者証が交付されることになりました。その一方では、国保税を分納している世帯には1カ月や3カ月などの短期被保険者証が交付されておりますが、同じ子供であっても、1カ月や3カ月など、6カ月未満の短期被保険者証しか交付されず、治療を途中で中断するなどの深刻な状況も生まれてきています。

このような中で、政府は、本年7月を実施時期として、資格証明書交付世帯の18歳以下の子供に一律有効期間6カ月の短期被保険者証を交付する国民健康保険法の改正案を提出する

ことを決定いたしました。これが実施になりますと、無保険状態の高校生世代が救済され、また6カ月未満の短期被保険者証を交付されていた世帯の子供の問題もなくなり、改善への第一歩となってまいります。

また、厚生労働省は、保険証を取り上げられた世帯のうち中学生以下の子供には短期被保険者証が交付されるようになってきておりますが、保険証は市町村の窓口にとりに行くことになっているために、取りに行けない人には保険証が渡っていない例も全国で指摘をされています。このような状況をなくすために、今回厚労省は各都道府県に、特に中学生以下の子供の短期被保険者証が速やかに手元に届くように改善通知を出しています。そこで、基山町の具体的な対応についてお尋ねをいたします。

まず1つ目に、資格証明書世帯における短期被保険者証の交付状況についてお伺いをいたします。乳幼児、小学生、中学生別に、交付者数と世帯数についてお答えをお願いいたします。

2つ目に、短期被保険者証の発行世帯と有効期間、またその中で中学生以下の世帯数は幾らあるのか、御答弁をお願いします。

3つ目に、短期被保険者証の交付で、窓口にとめ置かれている件数は幾らなのか、説明をお願いします。

4つ目に、基山町の高校進学率は何%なのか、御説明をお願いします。

最後に、高校生世代に対する短期被保険者証の交付は、ことし7月からではなく、中学校を卒業しても引き続き病院にかかれるように4月からの実施とすべきと思いますけれども、御見解をお聞きをいたします。

質問の第2は、安心して子育てができる町を目指して、通院医療費の助成対象を小学校卒業までの拡充について町長にお尋ねをいたします。

基山町の乳幼児医療費の助成は、3歳未満児まで通院・入院の無料化から、入院だけが小学校就学前まで無料になり、そして平成19年度からは通院も就学前まで無料化になり、そしてあわせて入院は小学校卒業まで無料化され、現在に至っているわけであります。

平成19年度からの基山町の乳幼児医療費助成は、佐賀県下で初めてでありまして、子育て支援の先進的な町として当時のマスコミでも大きな話題となり、町民の皆さんからも大歓迎を受けたところでございます。あれから3年たちました。今全国の市町村レベルでは、通院・入院とも中学校卒業までを目指した医療費助成の取り組みが大きく広がってきています。

昨年8月29日付の佐賀新聞では、昨年8月の時点で、全国の自治体の2割に当たる360市区町村が入院・通院とも中学生まで拡充していると報道をしています。佐賀県内では、基山町と同じ小学校卒業まで入院だけ助成の対象にしているのは、鳥栖市、吉野ヶ里町、玄海町となっており、全国的にも、そして県内でも決して先進地とは言えなくなっているのではないのでしょうか。

今町内の子育て中の保護者の皆さんからは、小学校に入学して、風邪や花粉症などのアレルギーを持っている子がふえている。眼科、耳鼻科にかかる子供も多い。入院は事故や肺炎などですけれども、これは少ない。通院は初診料を含めれば5千円もかかる。通院に対する助成を強めてほしいなどと、医療費助成の拡充を求める声が出ております。

そこで、町長にお伺いをいたします。

まず1つ目に、現在3歳から就学前までの通院にかかわる医療費助成は基山町の単独事業ですが、昨年度決算ではどれくらいになったでしょうか、御説明をお願いいたします。

2つ目に、今まで何人もの同僚議員からこの医療費助成の拡充を求める質問がされました。それに対して町長は、県の補助がないのでこれ以上できない旨の答弁をされてきておりますけれども、今全国で子育て支援を強める全国の自治体の先進地に学び、そして町民の皆さんの要望にこたえ、安心して子育てができるまちづくりへ、通院、医療費の助成を小学校卒業まで拡充することを求めますけれども、御答弁をお願いいたします。

質問の第3は、基山駅前中心市街地活性化対策についてお尋ねをいたします。

基山駅前周辺は、基山町の顔として大変重要な地域であります。ところが、皆さん御存じのように、今駅前から以前ほどのにぎわいがなくなってきました。相次ぐ郊外型の大型店の進出や後継者不足などで空き店舗がふえ、駅前モール商店街など、約2割がシャッターがおりたままになってきております。このような中心市街地の衰退は大変寂しい限りであります。今、駅前ににぎわいを取り戻すことは、基山町にとっても重要な課題の一つではないのでしょうか。

このようなことは、全国的に大きな問題となっており、再び活性化し、にぎわいを取り戻した商店街の例もあることは皆さん御存じのとおりでございます。基山町の第4次総合計画によれば、にぎわいのある商業の振興と計画の中の現況と課題の節では、商業の経営体質の強化、消費者ニーズに対応した商店街を求めるとともに、基山駅周辺を中心に、単なる買い物場から町民のコミュニティー空間として交流機能を有する商業空間の形成が望まれると

述べております。

そこで、町長にお伺いをいたします。

まず1つ目に、現在都市再生機構九州支社によるアドバイザー支援事業として、基山駅前市街地6.5haの活用整備に関する調査が行われました。報告もされたように聞いております。どのような報告、アドバイスがなされているのか御説明をお願いいたします。

2つ目に、昨年モール商店街からコミュニティー施設に係る支援についてのお願いが町に提出をされております。その中で、モール商店街の各店舗の空きスペースの活用について、図書館や子育て支援事業、老人憩いの家の場などコミュニティー施設としての活用が提案をされておりますけれども、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

3つ目に、このように中心市街地の活性化策として、公的な施設を設置するために、土地建物を町が借用や購入する場合に考えられる基準とは何なのか、御見解を求めて、1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

松石信男議員の御質問にお答えいたします。

まず、1としまして、高校生世代に対する短期被保険者証の交付について。

(1)資格証明書世帯における短期被保険者証の交付について、乳幼児、小学生、中学生別に交付者数と世帯数は幾らかというお尋ねでございます。交付世帯は5世帯ございまして、中学生以下が含まれる世帯はございません。

それから、(2)の短期被保険者証の発行世帯数と有効期間、その中で中学生以下の世帯数は幾らかということでございますけれども、発行世帯は73世帯で、有効期間は3カ月でございます。そのうち中学生以下がいる世帯は7世帯となっております。

(3)窓口にとめ置かれてる短期被保険者証は何世帯かということですが、これは32世帯でございます。

(4)、これは教育学習課のほうからお答え申し上げます。

(5)高校生世代に対する短期被保険者証の交付は7月からではなく4月からの実施を求めるとございまして、現在資格証明書を交付している世帯は5世帯でございますが、この世帯につきましては、国保税を払えない状況ではなく、払わない、いわゆる悪質滞納者

として対応しているものです。たまたま高校生以下がない世帯でありますので、短期被保険者証は4月からでも7月からでも直接は関係ないと思われまます。ただ、資格証明書の発行は、目的ではなく、滞納者との接触を図り、納税相談に応じるための手段ですので、その相談の内容によっては、世帯の状況等の判断により短期被保険者証にかえることもございます。その相談内容によっては、4月からでも必要によっては発行の場合があります。

2の安心して子育てができるまちづくりへということで、通院医療費の助成対象を小学校卒業までに拡充をとということです。

(1)3歳から就学前までの通院に係る医療費助成額は昨年度決算で幾らかということですが、平成20年度の医療費助成額は5,490,520円でございます。

それから、(2)通院医療費の助成を小学校卒業まで拡充することを求めるということでございます。乳幼児医療費助成につきましては、今年度佐賀県でもアンケートや担当者会などを行い、補助事業の見直しが検討されていまして、町からも補助事業拡大の強い要望を出しておりましたが、県財政も非常に厳しい状況にあり、恒常的な財源確保のめどが立たないことから見直しは行わないとの通告が来ております。基山町としても、財政状況は非常に厳しく、単独事業での新たな実施は大変難しいことから、現行の補助制度を維持していきたいと考えております。

3の基山駅前中心市街地活性化対策についてでございます。

(1)都市再生機構によるアドバイザー支援事業としての基山駅前の活性、整備に関する報告とアドバイス等はどのようなものかということですが、過去の商店街のにぎわいは、役場、病院、郵便局、銀行などがあり、コミュニティーコアとしての機能が整っていたことが要因であるということで、コミュニティーコアの再生戦略を描く必要があるということです。戦略的事業に集中的なエネルギーの投下が必要であり、町なかのたまり場の演出をすることも必要だと。そして、小さなパッチワークのような事業の集まりからダイナミックなうねりが生まれるということでございます。

(2)のモール商店街からコミュニティー施設に係る支援についての町の見解はということですが、基山モール商店街の各店舗2階部分の空きスペースの活用につきましては、モール商店街並びに商工会も含めた中で協議を行っていききたいと考えております。

(3)中心市街地の活性化策として公的な施設を設置するため土地・建物を町が借用、購入する場合の基準は何かということですが、基準として設けられるものではなく、必

要性を中心に、検討委員会等を立ち上げ、議論が必要かと考えます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

基山町、基山中学校ですね、高校進学率についてお答えをいたします。

昨年度、20年度の基山中学校の卒業生は198人で、そのうち195人が進学しておりますので、進学率98.5%。

なお、参考まででございますが、ことし21年度は、合格発表がまだ一部残っておりますけれども、卒業生190人中188人が進学予定で、進学率は98.9%と予想しております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それでは、順次質問をしてみたいです。

まず、高校生世代に対する短期被保険者証の交付についてでございます。

幸いに、資格証明書発行世帯には子供さんがいなかったと、幸か不幸か、いなかったということは私もよかったなというふうに思っておりますが、この滞納世帯の中に中学生以下の子供世帯が7世帯あるわけですね。この有効期間3カ月の今短期被保険者証を発行されているわけですが、これが6カ月になるというふうに思うわけですが、そう確認させていただいていいですか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

短期証の期間につきましては、基山町におきましては3カ月ということをお願いをいたしております。

ただ、今御指摘の中学生以下というお話でございますが、これはあくまでも資格証明書を発行している中での中学生以下については6カ月の短期を発行しなさいということですので、通常の最初からの短期につきましては3カ月ということとさせていただきます。

ころでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

資格証明書の発行世帯だけと、国保税を分納してる世帯については3カ月のままだと。その辺が1つ、大きな課題、問題でもあるわけですけども。

先ほど答弁がありましたように、短期被保険者証というのは、これは分納されている方に基本的には発行されてるわけですね。原則として窓口で受け取ることになっているわけでありまして。普通は、皆さん御存じのとおり、郵送されてまいります、書留で。年度末、3月、今月末ぐらいですか、郵送されて、私たち被保険者はもらうわけですけども、短期被保険者証に限っては窓口にとりに行かなくてはならないという格好になっているわけです。

ですから、先ほどの答弁の中で、さまざまな事情でとりに行けない世帯、これが32世帯あると、とりに来てない世帯ですね。との答弁でございました。そのとめ置きの短期被保険者証について、3カ月有効期間ですけども、その有効期間内にすべて受け取られているのかどうか、現状はどうか、その辺の説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

32世帯の方はとめ置きでございますので、まだ相談あっておりません。ですから、保険証としては実際お持ちでないと思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

といいますと、これ有効期間3カ月ですよ。だから、結局有効期間3カ月以内に渡せないといいますか、受け取られない世帯があるのではないですか。それはどうなってますか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

まず、先ほどお話しございました、通常であれば3月末ごろに郵送で保険証を毎年度更新

になっております。

その中で、前年度までに5期、10期ありますので、その5期以上を滞納してある方につきましては短期被保険者証を発行させていただく予定をいたしております。ただ、この方については文書でそれをお知らせいたします。その中で、当然御相談に見える方につきましては、内容によりましては、保険証の発行もいたしますし、分納をお願いして短期証を発行いたしますけれども、その間、3カ月を過ぎても相談に見えられない方につきましては一応とめ置きという形でさせていただいております。

それで、相談に見えられまして、内容によりましては、それからまた3カ月の発行をするか、あるいは保険証を差上げるか、それは御相談によっていろいろ変わってくるものだと思います。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

そうすると、窓口にはさまざまな事情でとりに来られない方については保険証は渡らないという格好に、実態になってるわけですね。

その窓口へとめ置かれた世帯が32世帯と。その中に子供さんはいらっしゃいますか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

子供さんといいますか、高校生以下についてはいらっしゃいません。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

問題は、この、さっき32世帯窓口にとめ置かれているわけですがけれども、これ結果的にもう保険証が渡ってないと。保険証は発行してますよと、3カ月分の、取りに来てくださいと、ところがとりに来られないということで渡ってないと。ということは無保険状態なんですよ。それでは、やはり病院にかかれないと、本当に命や健康が守れないと、町民の人たちの、ちゅう状況になってるわけですね、現実的に。どちらがいいとか悪いとか申しませんけれども、幸いこの中に子供さんのいる世帯がないということでしたので、安堵はしたわけですね。

れども、県の指導によりますと、これは県から指導いただいたわけですが、国民健康保険税の滞納世帯及び資格証明書発行世帯数ということで、昨年6月1日現在で出されております。

基山町が、国保世帯数が2,191世帯、そのうち滞納世帯数が195世帯、滞納世帯の割合が9%、約1割近く。先ほど資格証明書は、先ほど言った5世帯ですね、これ、6月1日現在ですが、短期被保険者証、短期保険証は99世帯ですね、という。そのうち32世帯は短期保険証が渡ってないと、役場にあると、取りに来てないというふうな状況がこの資料には示されております。これは、もうわざわざ確認を求めることなく、間違いありませんので、それちょっと報告させていただきますけれども。

私は、今現在確かにいないと、子供さんがいないということで、少しは安心するわけですが、今後こういうふうな、約1割近くが滞納されてるという状況の中でこの短期保険証の発行をされるわけですが、いつのときやっぱり子供さんがおられる世帯が出てくるとも限らんわけですね。だから、そういう子供さんのいる、現在で、そのいる世帯については、今いないということですが、せっかく保険証を国が渡せと言われてるにもかかわらず、取りに来ないから渡せませんという格好に現実はなってるわけです。今現在、例えばいらっしゃらないから、仮の話になるわけですが、子供さんがいらっしゃる世帯があった場合、どのような対処をされようとしてますか。いや、取りに来るまで渡しませんよということなのか、子供さんがいらっしゃるから、やはり子供さんについては、滞納しとろうと、これは国でもそういうふうになってるわけですから、命を守らにやいかんちゅうことで保険証を発行するようになったわけですから、今現在どういうふうな滞納ちゅうか、いや、保険証をどのようにして渡すというふうになっているのか、それちょっと聞かせてください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

先ほども町長のほうから答弁ありましたとおり、これは当然目的ではございません。保険証をあげないということが目的ではなくて、滞納に関しての御相談に応じるための手段でございまして、当然そういう、病院にかからなければならないという状態とか、本人さんの御相談によっては、それを発行しなければならない場合は、極端に申し上げまして、納税をさ

れなくても必要に応じては発行しなければならないという立場で対応させていただいております。ですから、たまたまそういう方がいらっしゃるということですが、例年大体子供さんがいらっしゃるにつきましては、そういう短期を発行する場合でも、おいでになって御相談に応じられているという状況がやはり多いということでございます。ですから、場合によりましては、当然保険証を発行しないということではなくて、状況に応じてはいろいろな形で相談に応じたいという形で対応しているところでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

私が言ってるのは、子供さんがおられる世帯で窓口はその短期本検証をとりに来られない場合でしたよね。今の説明では、いや、そういう方は見えてありますというふうな説明でありましたけれども、取りに来られない場合、どうされているのかということなんですよ。いや、そりゃ仕方ありませんから、ずっと無保険状態ですと、保険証は渡せませんと、たとえ子供さんであっても保険証は渡せませんという立場なのか、それとも手だてとられているのか、とることになっているのか、今実際おらっしゃらないからちょっと、どのようなマニュアルといいますか、どのようになっているかと、それを聞きたい。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

先ほどからも申し上げておりますとおり、そういう状況の方であれば、例えば電話等いろいろな方法で、そういう状況であるということであれば御相談に応じるということございまして、うちのほうでは、取りに来られてない方が、取りに来られないのか、実際そういう、うちの場所にお見えできないのか、それともとりに来られないのかわかりませんので、いろいろと御相談あれば、当然お話を聞きまして対応したいと思っておりますけれども、基本的には保険証というのは当然使っていただくという立場で対応をさせていただいておりますので、あくまでも滞納の分を御相談するという手段でございまして、目的じゃないということでございます。

どうも失礼いたしました。もしそういう場合があれば、郵送でも、必要な場合はさせていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

郵送でもするというので、安心をしたわけですがけれども、第1回目の質問の中でも申し上げましたように、昨年12月16日付で、厚労省が各都道府県の国民健康保険主管課長あてに、短期被保険者証の交付に際しての留意点についてという通知を出しておりますよね、御存じだと思います。その中に、その通知によりますと、中学生以下の子供の短期被保険者証が届いていない場合は、電話連絡や家庭訪問で速やかに手元に届けるよう求めていますよね。ですから、今郵送すると、たとえ窓口で親御さんが来られなくても郵送すると、子供のいらっしゃる世帯については、そういうふうにおっしゃっていただきましたんで、安心をしたんですけども。

そうすると、もう一つ、同じ通知の中で、中学生以下の子供がいない世帯でも、短期保険証が交付されたにもかかわらず長期に市町村の窓口にとめ置かれているのは望ましくないという通知が来てますよね、御存じだと思います。その内容を説明ください。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

基本的には、国民皆保険でございますので、当然保険証交付というのが原則でございます。ですから、今32世帯がとめ置き状態になっておりますけれども、これはもう、もちろん好ましい状態ではございませんので、今後ともとめ置ける家庭につきましては、連絡を密にしながら対処していきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

連絡を密にするということですがけれども、その中に短期被保険者証の有効期間内に届かない場合、取りに来ない場合、これ電話連絡や家庭訪問などを行うように求めていますよね。来ないから、いわゆる相談に来ないから保険証を渡しませんよということじゃいかんよということなんです。だから、電話連絡や家庭訪問等を行いなさいというか、そういうのは今ありませんけれども、求めているわけですよね。だから、そういうことを、いや、有効期間

3カ月以内に来なされんから渡せませんよということには今後はならないと思うんですよ。だから、そういうふうな形できちっと、取りに来られない世帯についてはそういうふうな方向で対処をされますか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

家庭訪問という形が一番だと思いますが、まずは電話連絡をできるだけ頻繁にとり合って対応してまいりたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

私は、7月から、高校生世代、いわゆる18歳以下の子供たちに6カ月の、滞納していても6カ月の保険証を渡すと、短期保険証を渡すというふうに国がそういうふうな方向に決定しとる、まだ法改正はなされてないようですけども、決めたわけですから、そういうふうになることは間違いありません。それで、4月からできないかと、3カ月間切れるわけですよ、3カ月間。中学校卒業までは保険証が出るわけですね。あるわけですね。3カ月なり6カ月の保険証があるわけですよ。ところが、卒業した途端、7月までなくなるわけですよ。だから、そこは、結局、せっかく、例えば歯とかいろいろ治療しとって、中断しにゃいかんと。だから、継続してやれないかと、4月からということを求めたわけですけども、窓口で相談にお見えれば検討したいということですけども、それはそれで、確かにそういう部分もありましょう。ただ、御存じだと思いますけれども、佐賀市が、新聞報道によりますと、高校生まで4月から交付しますということを言われているわけですよ。その理由として、子供の、この要綱手に入っておりますけど、佐賀市の、子供の心身の健やかな育成を視することを目的として、児童福祉法が高校生までの年齢を対象にしていること、それから高校進学率が平成20年度学校基本調査でも96.85%達しておると、そして義務教育終了後においても引き続き保護者と生計を同一にしている実態があることから、資格証明書発行世帯の高校生世代に対して6カ月間の保険証を交付するというふうにしてるわけですよ。だから、私は、やはり、もちろん相談に見えればそのとき検討するということなんですけれども、たった3カ月ということじゃないでしょうけど、やはりこういう方向で私はぜひ無条件に交付すると。

国は7月からだけれども、基山町も4月からやりますよと、3カ月間の空白は作りませんという方向でぜひ取り組んでいただきたいと、その要望を申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、小学校卒業までの医療費の拡充でございます。

ちょっと1回目の質問で聞けばよかったんですが、基山町単独で助成している小学校1年生から6年生までの入院費のこの助成額の実績、これは幾らでしょうか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

入院費の助成、20年度の分につきましては96,230円でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

御存じのとおり、入院費に限っては小学校卒業まで、平成19年当時は画期的な、基山町が一番最初にやった子育て支援策で歓迎された部分でございますけれども、その実績としては年間96千円ぐらいの費用だというふうな答弁でございました。

次に、お尋ねしたいのは、小学校1年生から6年生まで、仮に通院医療費を助成するとすれば一体どのくらいかかるのか、児童の人数と試算額を、概算でいいので示していただきたいと。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

小学生の通院費をした場合どのくらいになるかという試算は行っておりません。現在行っております3歳から就学前までの5,490千円につきましては、対象の人数は534人ということでございます。それから、小学生の分につきましては、これは2月時点の数字ですけれども、1,049人おられます。これを単純に倍だというふうにはなかなかならないということで、もちろん小さいお子さんよりも、小学生ぐらになりますと、そういう通院の回数等も減っていく、高学年になればだんだん減っていくということもあります。非常にちょっと難しいですけれども、10,000千円とかという数字にはまずならないというふうには思いますけれども、

ちょっと試算としては行っておりません。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

基山町が単独でやってる3歳から就学前までの通院に係る医療費助成額5,490千円実績があるわけですが、単純に考えりゃこの倍というふうに素人目には見るわけですが、そうはならないと。10,000千円もかからんだろうというふうな概算額といたしますか、示していただきました。

そうしますと、仮に中学校卒業まで入院に係る医療費助成を引き上げるとしますと、先ほどの実績からすれば、単純計算で、あと50千円もあれば中学校卒業まで入院に限ってはできるというふうに理解していいですか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

先ほど報告しました20年度の入院については96,230円ということです。しかし、19年度は1,047千円になってます。非常に通院、入院とも実績としてはばらつきがございますので、単純に先ほど言われた数字にはならないというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

19年度は1,040千円ということですから、少なくとも50千円から500千円を出せば、中学校卒業までについては入院に限ってだけ是可以するというふうに思います。町長、その辺はおわかりだというふうに思います。

県内で、これ報道ですけれども、唐津市とみやき町が新年度から中学校卒業まで医療費を助成すると報道されておりますけれども、これについては御存じですか、説明ください。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

一応今の報道は耳には入っておりますけれども、みやき町がこれまで3歳から就学前まで

を通院が補助がなかったということで、そのあたり見直すということは情報入っておりますけれども、ちょっと詳しくはまだ私わかっておりません。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

新聞報道されておりますんで、どちらも、町長も見られたと思うんですけども、見てないですか、御存じだと思います。

玄海町、県内でトップ、ずば抜けて財政力が豊かな町ではございますけれども、これが、この町が中学生まで入院と通院両方無料にすると、いわゆる自己負担額全額助成というふうにすると。それから、みやき町については、中学校卒業まで、入院に限ってですけども、やるということで報道されました。

それで、私両方とも条例改正案をいただいております、玄海町とみやき町ですね。玄海町は、さっき説明しましたように、児童、児童ちゅうのは小学生ですね、この年齢を3歳に達した日の属する月の翌月の初日から15歳に達した日までやりますというふうな、これ条例改正案が出されてます。そうすると、これみやき町の条例ですけども、これも同じく15歳に達した、いわゆる中学校卒業まで、これは入院に限ってですが、やるということで、条例には、これは案ですから、まだ決まっているちゅうことじゃないでしょうけども、もうこれはすることは間違いありません。そういうふうな県内の状況だということです。

先ほどの答弁では、非常に基山町は財政状況が厳しいと、お金がないと、だからできませんと、県からお金をくださいと、県からお金がいただけないならできませんと、そういうふうな何か冷たい答弁といたしますか、そういうとちょっと行き過ぎかもしれません、努力されると、県のほうに要請もされたというふうにお聞きしたんですけども。

そこで、このみやき町と基山町の財政力についてお尋ねをいたします。

まず、財政力指数、一番簡単は財政力指数でございます、財政力判断する場合。お金があるかないか、お金持ちであるのかないのかというのを判断するのは、単純に言ってこれが一番わかりやすいわけですけど。この財政力指数とはどういう指数ですか、御説明ください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

財政力指数でございますけども、財政力指数の出し方は、基準財政収入額を基準財政需要額で割ったものでございます。これは、俗に1に近いほど財政力が豊かというふうに言われております。それで、ちなみに玄海町は1を超えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

玄海町は1を超えるということは、財政力が物すごい豊かということなんですよ。だから、地方交付税も国から支給されません、これは入ってきません。そういう町です。

そうしますと、平成19年度決算によりますと、基山町とみやき町の財政力指数、これをそれぞれお答えください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

平成19年の基山町の財政力指数は0.730です。みやき町が0.544です。

以上です。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

聞いておわかりだと思います。みやき町より基山町は財政力はいいと、この数値で客観的にあらわされてるわけですね。

それで、もうちょっと調べてみました。九州全体では、そしたら基山町はどのくらいの位置にあるかと。あ、失礼しました、九州、山口の320市町村の中で財政力指数を調べた表がございますけれども、これは九州経済調査協会発行、調査月報と言われる分です。これは08年9月号ですが。これを見てもみますと、基山町は、九州、山口320市町村の中で何位と思えますか。25位なんですよ。先ほどおっしゃいましたけども、平成18年度、先ほどは19年度だったんですが、平成18年度では、この財政力指数、基山町は0.71となっております。25位です。一番悪いのは鹿児島県三島村、0.05ですね、0.05です。320位。そういう位置に基山町はあるということなんですよ。もちろん単純にそのことでどうのこうのと言えないけれども、そ

ういう状況だということをはっきりしております。

それで、私は、何もこのことで、基山町にはもうお金があり余るとか、それから一般的に厳しくないとか、そういうことを言うつもりは決してございません。ただ、今示したように、基山町より財政が厳しいと言われる町が、県内でも全国でも実施し始めてると。それも中学校卒業まで、入院だけじゃなくて通院も約2割がもう実施してるんですよということなんです。だから、このままでいいんかということなんです。そりゃ、もちろん競争とかなんとかっちゃうことじゃございません。それをお互い競争してせろということじゃない。やはり子育て支援ということでいいんだろうかということなんです。ですから、やはり基山町の将来の担う子供たちの支援として、まちづくりの優先課題として、やはり私は財源の確保に町長は努めるべきじゃないのかというふうに思うわけですがけれども、町長、どう思われますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに、子育て支援に限らず、福祉とかということには手厚くできるように努力しなきゃいかんということは私も感じて、もちろん考えております。しかしながら、今の財政状況といいですか、これが、財政力指数が0.73、みやきが0.54というような、こういって、余り基山は厳しくないんじゃないかというような、という見方は私はなかなかできない。これから先の将来予測とか見通しなんかもやらなきゃいかんし、それから起債の問題も考えなきゃいかんと思いますし、そういうことで、ついついやっぱり慎重になっておるといふことかと思えます。

それと、先ほどこれにお答えいたしましたように、県も確かに検討をいたしまして、私も何でか呼ばれて話をしましたけども、そのときは、中学校まで入院を補助しようというような、そういう案と、いや、それよりももっと手前の子供たちを手厚くすべきだとか、そういう議論まであっておりましたので、どちらかになるのかなと思っておりましたら、結局はいずれもだめだというような、県は県の事情もありまして、そういう状況でございまして、いささか私もがっかりしておるといふようなことでございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

何回も言いますけれども、再度町長にお尋ねします。

やはり子育て中の親御さんにとっての一番の心配というのは子供さんの病気だそうですね。本当に、風邪を引いたといや、休んで病院に連れていき、本当に一つ一つ心配されているわけですが、やはりお金の心配なしに安心して病院にかかれるということは、本当に私は、基山町の子育て支援策、先ほど学童保育も確かに4年生まで引き上げられました。それはそれで歓迎をいたしますけれども、私は大事な施策というふうに思います。

そこで、詰めたようで申しわけないんですけど、町長に、200兆円、例えば入院費だけでも、50千円から500千円で済むということでございますから、これは町単独でも私はできるんじゃないかと。もしくは、通院医療費を当面3年生までやるとか、1年生まで、2年生までとか、現状より一歩でもやはり前進させると、これは非常に大事じゃないのかと私は思います、このままで、県の補助がなければできませんというふうな格好であるということは本当にいかななものかと私は思います。

それで、再度町長に、詰めたような形で申しわけないんですが、町長、どうお考えなんですか、前向きに検討していただけますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

その辺のところ、考える必要はあろうかと思えますけども、現時点で、ここでそれじゃ前向きに検討とかということはちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

濟いません、ちょっと時間がないので。

御存じだと思うので、小さいことも言いませんけれども、今児童のいる世帯で平均所得が大幅に下がってきてるんですね。これはもう全体です、全体所得下がっておりますけれども、1990年以降、政府調査によってもこの11年間で90千円も下がってます、ですね、子供さんのいる世帯で。これは政府の世論調査です。

私は、先ほど言いましたように、ぜひとも私は、基山町は子育てしやすい町なんですよと、

これぜひ発信してほしいと、そういうことを要望して、この質問は終わります。

最後に、最後の質問です。

基山駅前のごとでございます。ちょっと時間がなくて申しわけありません。

それで、今回アドバイザー支援事業調査報告を受けまして、報告書も出とるわけですが、町長読まれたというふうに思います。町長の率直な感想、どのように思われたのか、駅前中心街を活性化するためにはこのようにしたらどうかというような提案がなされておりますので、町長の率直な感想を述べてください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私も、読んだというか、説明を聞きました。そこで、私の思ってたアドバイスとはちょっと違ったかなというような感じ、正直なところ。もっとハード的なものをこうすればいいんだ、ああすればいいんだというようなことが出るのかなと思ったら、むしろそういうことじゃなくて、やはり基山町を愛するといいますか、誇りを持って、自信を持ってと、そしてみんなの高まり、うねりがスタートだというようなアドバイスでございました。そういうことで、よかったなという。それから先、駅前にたまり場をつくったり、いろいろ、トイレの施設も十分に備えてというような、そういうハード的な、それからそれが高まってくると、今度はいわゆる建物的なものにもなるのかもわかりませんが、そういうことで、このアドバイザー事業っていうのは、そういう意味で意味あったなというふうに感じております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

次に、駅前商店街から提案されましたこの活性化の提案についてですが、今後協議を行っていききたいというふうな方向でございます。私は、この協議を行う際に、それは考えてあると思うんですけど、ただ単に商店主とか商工会だけではなくて、やっぱり広く町民を含めた形で議論すると、これが私は非常に大事だと思うんですよ。これが駅前活性化の私は大きな出発点になるんじゃないかなというふうに思っておりますが、第1回目の答弁の中では、何か関係者だけというふうな感じを受けたんですが、どうですか。どなたでも結構です。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

このモール商店街からの要望等については、2階部分の活用ということで提案をいただいております。この中の内容の用途につきましては、いろんなまだ問題があると思っております。極端に言えば、賃貸関係の内容、そういうのをまずは議論をした上で、議員言われております広く町民という形はとっていかなければならないと思っておりますので、まずスタートとしては、関係のモール商店街の皆さんの考え、それから商工会も含めたところの協議を行っていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

それで、そういうコミュニティー的な役割を駅前にやはりもっと強めていこうという方向にあるようでございます。だから、町として、この中心市街地活性化策として取り組む事業としては、やはり公共機関や公共的な施設を駅前に置くという方向で、置くかどうかはええんですが、検討するというところで理解していいんですかね。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まちづくりもいろいろあるうかと思えます。やはり、セル型とか、それから点在型とか、いろいろ店舗、いろいろもあろうと思えます、施設も。しかしながら、やっぱり基山町、この面積の中では、やはりセル型といいですか、駅が中心で、それから広がっていくというような、そういうまちづくりが必要かなというふうに思っておりますから、私は駅前ってというのはこれから非常に大切な部分、もっともっと活性化しなきゃいかんというふうに思えます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

そこで、ちょっと私気になることがあるんですけども、今回子育て交流広場を引き揚げますよね、駅前から。これはどういうことなのかなと。保健センターに持ってくるということ

で、それはそれで、子育て支援センター的な扱いとか、いろんな考え方あるんでしょうけれども、私はこれで駅前の空洞化により一層拍車をかけるということにつながりゃしないんかというちょっと懸念を持ってるんですけど、その辺についてはいかがお考えですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

子育て交流広場は、今あれは保健センターのほうにというようなことで検討しております。その辺につきましては、あとどうするかというような問題もございます。社協、あの辺も含めまして、跡地利用というか、もっと活性化できるようなことに使っていければなというふうに思っております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午後0時1分 休憩～

～午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

これより平田通男議員の一般質問を行います。平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

私は、町政会に所属しております12番議員の平田通男です。

今回の一般質問に関しましては、大きく3項目に分けて一般質問を行います。

一般行政、それから農業行政、それと教育行政の大きな3つの大綱に分けてそれぞれ質問をさせていただきたいと思っております。

答弁につきましては、1回目は町長並びに教育長でお願いいたします。2回目の一問一答につきましては、担当課長と討論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしときます。

まず、一般行政の1といたしまして、基山町は2年前に行政組織の大改革を行いました。その改革によって現在どのような形で進められているかということにつきまして、具体的に2点にわたって質問いたします。

まず、今回の行政改革の大きなものとしたしまして、副町長制を廃止する、収入役は以前ですが、収入役を置かない、それから財政課長を設けない、生涯学習課をやめるというふうな大胆な廃止を提案をされました。それが議会に通りまして、現在約2年目を迎えようとしています。この行政改革によって、果たしてデメリットはなかったのかということが私の今回の質問の主なものであります。

前回の、たしか9月議会だと思いますが、9月議会の中の町長の答弁では、この行政改革によって行政組織は十分に機能しているというふうな答弁があったと思います。果たして本当に十分に機能しているのでしょうか。そのことについて町長の回答を求めたいと思います。

そして、行政組織が本当に十分に機能しているというのであれば、なぜ今回総務課の中から分離をして財政課を持ってこられたのか、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

私は、当然9月議会の段階で私が質問をしたときに、十分機能していると思ってなければそういう答弁はなかったはずです。あれからわずか6カ月後の今議会において組織改革を持ってこられたということは、私はその時点で答弁とあるならば、今後十分に検討したいという答弁をなされるべきではなかったかと思えます。財政課を設けることについては、個人的には私は賛成でございます。ぜひそうしてもらいたいと思います。しかし、前回の答弁が十分に機能しているということでございましたので、改めてその点についてお答えをいただきたいと思えます。

一般行政の2番目に、町有財産の活用についてお尋ねをいたします。

今議会の中で、今もとの基山の庁舎の跡地の利用として、あそこには社会福祉協議会と、それから子供たちの広場が設けられておりますが、それを今回、特に子育て広場につきましては保健センターに移管をするということが提案されてます。それから、学童保育所、中央公民館には学童保育所が今入っておりますが、今回3月に小学校の中に学童保育所ひまわり教室は完成をいたします。そうしますと、そこがあくわけですが、偶然にも2つの大きな現在利用してる旧役場庁舎跡地と旧中央公民館地があくこととなります。そういう状況の中で、この町有財産の活用についてどのような考えを持ってられるのか、具体的に計画を示していただきたいと思えます。

次に、一般行政の3番目に、神の浦ため池の整地についてお伺いいたします。

これは、いろいろございまして、現在町議会の中でも、昨年9月議会あるいは12月議会

の中で、新設道路をつくるということに関しましては私も賛成をしました。全会一致ということで賛成をしておりますが、それなりに私は疑問を持っていますので、改めてこのことについて町の考え方をお伺いしたいと思います。

まず、今までの経緯について説明をしてください。

それから、2番目に、今後神の浦のため池についてどのように具体的に計画を進めようとしているのか説明をお願いしたいと思います。

2番目の農業行政については1項目だけです。

現在、基山町のいろんな農地、あちこちを見ますと、大変荒れております。その荒れております耕地対策あるいは高齢化社会を迎える中で、特に私はけやき台のことを考えてますが、けやき台があと5年から10年をするとほとんどの人が定年を迎えます。そういう状況の中で、いわゆる健康対策あるいは老後の晴耕雨読といいますか、晴れてる日は田んぼ、畑を耕し、雨が降った日ぐらいは家の中でゆっくり本を読む、そういうような時代が来ればいいなと思ってます。具体的に、農業担当課として、この耕地対策と高齢化対策をあわせて、私は家庭菜園なり、あるいはレジャー農園のあっせんをしたらどうかということを思っています。

現在、基山町としては、12区の住民の方を対象としてあの一角にこういう家庭菜園があります。きれいな栽培が行われております。また、農協が2カ所ぐらいでたしかやっているといます。ただ、現在けやき台につきましてはそういうものはありません。だから、この際、担当課として、耕地対策あるいは高齢化対策という2つの目的を持ってあっせん事業をやったらいいかということを提案をしたいと思います。お答えいただきたいと思います。

3番目に、教育行政についてお尋ねいたします。

まず、一番最初に、基山小学校、若基小学校、基山中学校の図書購入費についてお尋ねをいたします。

まず、佐賀県内の図書購入費の1校当たりの平均額は幾らかお知らせをください。もしございませんでしたら、三神管内だけでも結構でございます。

2番目に、平成19年度より基準財政需要額の中に占める図書購入費の割合が増額されていると思いますが、基山町ではその予定額の何割がそれぞれの学校に充当されているか、実数で示していただきたいと思います。

3番目に、私が考えるには100%使われてないと思います。ということで、基準財政需要額の増額された分で100%充用されていないものについて、なぜ目的外使用をしなくてはな

らないのか、お答えをいただきたいと思います。

大きな設問の2として、婦人会の問題を取り上げています。現在、基山町の婦人会が存亡の危機にあると私は思っています。そういうことで、具体的に次の点についてお答えください。

まず、婦人会の会員数の増減について、平成5年、平成10年、平成15年、そして本年平成21年度の婦人会員の实数を示していただきたいと思います。

次に、現在基山町は17の行政区がございますが、その中で婦人会が現在存続しているのは何区と何区でしょうか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

次に、婦人会は減少の一途をたどっていると思いますが、その歯どめ策として、今日まで担当課としてどのような具体的な対応をされてきたのかお示しをいただきたいと思います。

この問題につきましては、私が議会に参加をしたときから何度も質問をしています。何らかの手を打たないと必ず婦人会はなくなっていくと。具体的にどのようなことを今までされたのかお伺いをしたいと思います。

このことは町長にも後でお伺いします、2回目の質問でお伺いします。

次に、婦人会が減少の一途をたどっておりますが、今後どのようにされようとしているのかお尋ねをしたいと思います。

最後に、教育行政の最後として、基山町史についてお尋ねをいたします。

既に皆さん御存じのように、基山町史につきましては、約1億円の金をかけて現在つくっております。既に通史についてはでき上がっております。それで、この基山町史の現在の、通史だけで結構ですが、出版冊数と、具体的にこのうち何冊が実際に売れたのか、数字を示していただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

町長、教育長におかれましては答弁をよろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

平田通男議員の御質問にお答えをいたします。

まずは、一般行政ということでございます。

(1)行政組織の合理化について、ア、今回の改革により得たメリットは何かということでございます。組織機構改革のメリットとしましては、副町長、収入役を置かないということ

によりまして経費削減ができた、額にして約28,700千円ほどでございます。また、組織のスリム化もできたものと思っております。

それから、イとして、改革により行政組織は十分に機能していると私が答えたということで、デメリットはなかったのかということでございますけども、行政組織としましては機能していると思っております。しかしながら、今後の厳しい財政事情を踏まえると、管理職を配置し、中・長期の財政基盤の確立を図るため、総務課を分離し、分割し、財政課を設置することがよりよいと考え、今議会に基山町課設置条例を改正する議案を上程させていただいております。

それから、(2)の町有財産の有効活用にということで、アの庁舎跡地、旧中央公民館跡地の活用について具体的計画をとということでございますが、現在のところは具体的な計画はございません。

それから、(3)の神の浦ため池の整地について。ア、今日までの経緯はどうなっているのかということでございますが、これはちょっと長くなりますけども、一応今までの流れを御説明させていただきます。

平成18年2月15日、町長と語る会において、神の浦ため池の埋め立てについて住民から要望がっております。

それから、同じく18年10月19日、これも町長と語る会ということで、神の浦ため池の跡地利用について住民から要望がっております。

平成19年11月9日、神の浦ため池の水利権放棄と目的を変更して使用することについて、第5区が承諾をさせていただいております。

平成20年11月25日、第10区より神の浦ため池の早期埋め立てと有効利用についての陳情書が提出されております。

同20年12月1日の庁議において、神の浦ため池の埋め立てのため、道路整備を決定しております。

平成21年3月6日、第1回定例会平成21年度施政運営方針で、神の浦ため池を埋め立て有効利用するため、まちづくり交付金事業を活用し、道路整備を推進するということにしております。

21年6月8日、本桜城の上線道路改築をまちづくり交付金事業から地域活力基盤創造交付金事業に変更して国に概算要望するということにしております。

平成21年9月18日と23日に、第10区の運営委員会において、のり面崩壊の危険性があり、環境改善のため神の浦ため池を埋め立てるが、国の補助事業による施行をするため道路改良工事をすることを説明し、承諾を得ております。

それから、平成21年9月28日、第3回定例会において、本桜城の上線の道路整備をするため、町道の路線の認定についての議案が全会一致で可決されております。本桜城の上線道路改良測量設計業務委託料の補正予算も可決をいただいております。

それから、平成21年10月26日、本桜城の上線道路改良事業について、きやま台住民の方が来庁され、説明を求めるということをいただいております。

それから、21年11月16日、本桜城の上線道路改良の測量業務、地質調査業務、C B R試験業務を発注をいたしております。

21年12月15日、きやま台住民の方の要求により、第10区公民館で本桜城の上線道路改良事業について説明をいたしております。

22年1月7日、神の浦ため池の環境改善を考える会から町長に神の浦ため池の新設道路以外の方法による環境改善に関する要望が提出されました。

平成22年1月7日、そして14日、20日と、考える会の方が町長と面談ということでした。そして、道路改良事業の中止を要求されております。考える会は、要望に対して町長が出向いて説明することを要求するということでしたが、文書で1月29日までに回答することを約束しております。

それから、平成22年1月23日、考える会が第10区運営委員会に出席され、町長への要望について説明し、道路改良事業の中止を要求されております。第10区全世帯に考える会のチラシが回覧されました。

それから、平成22年2月1日、考える会が回答書を受け取りに見えております。

以上でございます。

イの今後どのようにしようとしているのかと、具体的計画を示せということでございますけども、地域活力基盤創造交付金事業で施行することにしておりまして、国にこれを要望いたします。そして、事業採択されると、地区説明を行い、議会に予算を上程し、可決されれば、実施設計、用地取得、そして工事発注の事業を着手いたします。

2の農業行政でございますけども、(1)家庭菜園とレジャー農園のあっせんをしたらどうかということでございます。農地を効率的に有効活用するための手段の一つであります。

荒廃農地の多くは山間地にあり、管理が難しいと考えられます。また、平たん地では地域農業に対する影響がないことを考える必要がありますので、すぐにあっせんができるということとは難しい面もあります。

それから、あとの教育行政は教育学習課のほうからお願いをいたします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私からは、教育行政の(1)、(2)、(3)についてお答えをいたします。

まず、(1)のア、佐賀県の図書、県内の図書購入費の1校当たりの平均額は幾らかということでございます。

県内における小・中学校の図書購入費につきましては、県の教育委員会が把握をしておりませんので、三神教育事務所管内の小・中学校における平成20年度の図書購入費を調査しました。それによりますと、平均で516千円となっております。

なお、ついででございますが、新聞の報道によりますと、多い県で愛知県の830千円、東京都の800千円、神奈川県が730千円が上位でございます。

次、基山町の3校、小学校2校、中学校1校の図書購入費の平均額は幾らかということでございます。

基山町立小・中学校3校の図書購入費の平均額は676千円となっており、平均でも県を上回っておるようでございます。

次、イでございますが、平成19年度より基準財政需要額の中に占める図書購入費の割合が増額されていると思うが、本町ではその予定額の何割が充当されているか実数で示せ。

確かに読書の教育を充実させるために、国は2007年度から基準財政需要額として図書購入費を2,000億円程度に増額しております。本町におきましても、平成20年度の地方交付税における基準財政需要額の図書購入費と各学校における図書購入費との比較では、基山小学校72.5%、若基小学校68.1%、基山中学校80.1%となっております。

ウ、目的外使用をしなくてはならない理由は何か。

地方交付税につきましては、地方交付税法第3条第2項において、国は交付税の交付に当たっては、条件をつけ、またはその用途を制限してはならないと、このように規定されております。基山町立小・中学校の3校とも、国が定めた学校図書の蔵書標準を100%満たして

おり、同条例の第3校における地方団体の取り組みは十分に果たしていると思います。

(2)でございますが、婦人会の存続が危ぶまれているが、どう対応しようとしているのか。

ア、婦人会の会員数を、平成5年、10年、15年、21年度実数で示せ。

会員数でございますが、平成5年度1,377人、10年1,260人、15年807人、21年、ことしでございますが、358人となっております。

これ、参考まででございますが、県内の状況をちょっと見てみました。昭和57年がピークでございますが、このときには10万5,631人会員がございましたが、現在は2,115人で、およそ5分の1に減少しております。また、20市町のうち県に加入してない市町村があるかどうか調べてみましたところ、鹿島市が加入をしてないようでございます。

次の質問でございますが、17の行政区の中で婦人会が存続しているのは具体的に何区と何区か。

平成5年には、基山町全体で10の区において婦人会組織がありました。10の区において組織されておりましたが、平成18年度以降、今年21年度は、1区、3区、4区、5区、8区、9区の6つの区となっております。

今日までどのような具体的な対応をされてきたのかと、こういう質問でございます。

議員のほうは、議員の質問の中では歯どめ策というふうな言い方をされたんですが、それに合いますかどうか。町の婦人会に対しましては、これまで社会教育団体としての活動支援として町から補助金を交付しております。また、町民会館等の使用料の免除、婦人会総会における業務並びに婦人会の自主的活動の支援等々について行ってきたと思っております。

今後どうしようと思っているかということでございますが、3月14日日曜日に21年度の婦人会の総会が開催されますが、これを受けまして今後の対応を考えていく予定であります。婦人会の組織の存続につきましては、できる限り継続をしていただきたいと、このように考えておりますが、組織の存続が可能でない場合には、そういうことに備えて、婦人会が関係する町の事業等について、本町の関係部署による検討協議を行っています。今後も婦人会のあり方について考えてまいりたいと、このように考えております。

(3)基山町史についてでございますが、出版冊数と販売実数を示せと、21年1月までということでございます。

町史につきましては、御存じのように、現在通史編を発行し、この後資料編を出す予定にしております。町史通史編は、上下巻それぞれ1,000冊を発刊しております。平成21年12月

22日の販売開始以来ことし1月末までに、上巻263冊、1月末まででございます、上巻263冊、下巻265冊を頒布いたしております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

それでは、一問一答に入らせていただきたいと思います。

本当は順番にずっとやっていくのが正しいのかと思いますが、一般行政の中で3番目の神の浦のため池の整地についてを私の今回の質問の中心にしておりますので、それを除いて順番に上からやっていきたいと思います。あと、残りました時間をすべてこの神の浦のため池について質問をさせていただきたいと思います。

まず、一般行政についてですが、町長の答弁の中で、今回行政組織をスリム化したことによって28,700千円の財源が浮いたと言ったらおかしいですが、使わなくてよくなったという御説明がありました。恐らくこの中の約20,000千円近くは副町長を置かないことによって得たものだと考えます。

それで、この中で、確かに財政的には、数字の上ではこのような形で、副町長を置かないことによって約20,000千円の財源が浮かされたということについては十分理解できますが、それで問題は足りるのかということだと思います。

私は、今町長の日常活動を、私が知る範囲内、見ておりますと、大変な激務です。佐賀県内の10市10町の中で副町長を置かないで行政をやっているところがほかにありますか、まず。私はないだろうと思います。上峰があります。上峰がありますが、今度新しくなった町長さんは、今議会の中で副町長を置いてくれっていうことを逆に提案をしてあります。選挙のときに公約として副町長を置かないっていうふうにされたかどうかはわかりませんが、今回改めて自分が町長をしてみても、副町長がいないととても行政は回らないということで、今度は議会に逆提案をされているんじゃないかと思います。

町長の日常の業務を見ても、いわゆる対外的にもほとんどですが、みずから出て行って、みずから説明をして、そういう業務が大変多いように思います。また、町外の、いわゆる県の中の業務とか国の業務等に出でいかれることも大変多いと思います。そしてまた、開かれた町政ということで、町長みずからお考えで今進められてるようですが、町民からの

直接の苦情なり提言なりを全部自分のところで受けとめて対応してあるように私は思えてなりません。

現在、基山町を動かそうとする行政組織の中で、町長が課長たちとひざを突き合わせているんな協議をしたり、あるいは課長の言い分を聞いたり、あるいは町長の指示をしたりする時間が私は余りないのではないかと。そういう意味で、財政的には確かにスリム化したかもしれないませんが、町長の業務そのものは決してスリム化してないんじゃないかと。

具体的にお尋ねしたいんですが、今まで副町長がやっていた仕事は、じゃあどこでどのような形で受けとめて仕事をなされているのか、まずお答えをいただきたいと思います。町長がすべてやってあるんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

今まで副町長にしてもらっておった業務、それはやはり、最初機構改革するときに申し上げましたように、総務課長にかなり行くだらうと、それからそのほかの課長さん方にもかなりの部分はその部分行くだらうということ、それから私にも来るだらうというような、そういう説明の仕方をいたしておりました。まさにそれが、そうせざるを得んということで、そうやってきておるといってございませぬ。しかしながら、激務とおっしゃっていただきましたけども、やれておると、私はやれておるといふような気がいたしておりますし、総務課長にはかなり厳しいかなというようなことも考えるようなわけでございます。

だから、一番心配しますのは、それによってサービスの低下なり、減退なり、あるいはそのほかのいろいろなところで支障を来すというようなことがあってはいけないうと、これが一番恐れるところでございませぬ。そういうことはできるだけないようにということで頑張っておるといふことでございませぬ。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

町長は十分できると、十分じゃないかもしれんけど、できるといふ御答弁でございませぬが、私が見る限り、とてもできてないと思っております。今のまま、今のよう状況の中で町長が業務を遂行されるとすれば、まず小森町長自身が体を壊しますよ、これは、間違いなく。

船長が体を壊して基山丸が沈没しかねない、そういう状況にはあると思ってます。町長を支えるだけの行政組織あるいは課長を束ねていくだけの、それだけの裏づけっていうものはほとんどないんじゃないですか。私は、その辺はデメリットとして大きなものがあると思ってます。逆に言えば、副町長をもう一回置きなさいというぐらいの気持ちはあります。これはあくまでも考え方の違いでしょうから、これでとめておきますけれども、私の気持ちとしてはそういう気持ちであります。行政組織のスリム化が決してスリム化になってない、具体的には、というふうに私は理解をいたしております。

次に、財政課を新しく持ってこられるということは大変結構なことだと思います。基山町の今後の財政運営をしていく上で重要なポストだろうと思いますので、今回の3月の異動によって優秀な人材をぜひ配置していただきたいと心から期待をいたしております。

次に、町有財産の有効活用について担当課長にお伺いしますが、今回たまたま2つの施設について、極端に言ったら、基山町の今あいてる町有財産っていうのはここだけしかほとんどないと思うんですよ。町有林が幾つかありますけれども、具体的に町なかで残ってるのはこの2つだろうと思います。そのことの今後の跡地利用について、本当に具体的な計画やら話し合いしたことないんですか。あれから何年たちますか、もう。基山町の役場がここに移ってから何年たつですか。あるいは、町民会館に中央公民館を持ってきて何年たちますか。それでも、財政が豊かだから計画もしないんですか。

私は、町有財産の活用についてもっと真剣に考えなくてはいけないと思いますが、本当はないのか、しなかったのか、してるのか、もう一回答えてください。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

庁舎跡地、それから旧中央公民館等の跡地につきましては、以前もお話ししたと思いますけれども、ここの活用については、いろんなところから意見等も聞いております。

まず、財産価値として、本当にあそこが活用して価値があるかというところからいきますと、解体するのに相当な費用がかかるという意見も聞いております。企画政策課のほうでは、その土地を転売、それから何らかの形、特に定住を図るために何か活用ができないかということで、いろんな方面のところ意見等も伺いながら検討は行っておるところでございますが、現在のところでははっきりした具体的な計画等はございません。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

午前中の質問にありましたように、松石議員の質問だったですかね、基山町のいわゆる財政基盤、九州管内では25番目ってというような話がありました。300のうちの二十何番目ですから、それだけ財政が豊かなんですね。財政が豊かだから、ここをどうこうしようという発想が出てこないんでしょう。というふうに私は理解をしておきます。もうこれ以上言いません。

じゃあその次に、ため池はちょっと後にします。農業行政の問題につきましては、地域農業に対する影響がないことを考える必要がありますと、だから何もしませんということですね、こりゃ。これは、以前から何回も出てるでしょう、議会の中で。何もしないほど楽なことはないですよ。じゃあ、具体的にこれをやってどういうマイナスがあるんですか。答えてください。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

今あっせんについてやった場合にマイナス面についてどうかということですが、まず具体的なものは、これは現在ヘリ防除、それから農業水利については水利関係者がやっております。そちらのほうの影響等がなければということと、もう一つは、借りる方が長期的に管理をしていただくと、そういう問題がクリアすればこれはできるんじゃないかというように思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

じゃあ、現在、今やってる12区の横にあるこの家庭菜園についてはそういう管理ができてないということですか。もう十何年、あれは立派に運営されてるんじゃないですか。そういう答弁だと。

わざわざ私はけやき台地区という名前を上げてます。けやき台地区は高齢化をし、そして

六十五、六になって何にもすることがない時代がやがて来ます。大半の人が来ます。そういう中で、せめて健康の目的にでも、わずかでもいいですけども、量2枚か3枚ぐらいでいいと思うんですが、そういう農地を提供して、そこで健康に働き、そして潤いを得ていくということは私は大切な施策だろうと思うんです。それができない理由があるんだったら、それはいいですよ。何も理由ないじゃない。私は、もっと行政っていうのは積極的にそういうことに向かって努力をしていくのが本当の行政官の努めじゃないですか。具体的に、けやき台の周りには畑あいてるとこいっぱいあるよ。野放しに何もしてないんだったら、あっせんしていいじゃないですか。

これは要望にかえますが、ぜひ地元の人の、けやき台だけでもいいですが、そういうことをしたら応募しますか、しませんかぐらいのアンケートを私はとってもらいたいと思います。事実上なければ、それはもうやむを得ません。地域の住民の意向としてないということであれば無理は言いませんが、もしあるとするならば、私は積極的な努力をしていただきたいと思います。これは要望で終わります。

次に、教育行政に移ります。

まず、学校関係の図書費のことについては、一括してもうこれはお願いをいたします。

さっきの教育長の答弁の中では、基山町は県内では、要するに平均以上いってると。具体的には、三神管内で1校当たり516千円、それに対して基山町は676千円ということで、十分に基準をオーバーしてるというような答弁でしたので、これでいいとしますが、ただ最後に、地方団体の努力義務は果たしている、だからこれ以上要求しなくてもいいんじゃないですかというようなニュアンスの発言があったと思うけれども、私は、担当課としては少なくとも100%に近い、現在今基山小学校72.5、若基小学校68.1、基山中学校80.1という数字が示してあるわけですから、これがたとえ平均を上回っていても、担当課としては100%に達するように予算要求をし、努力をすることは当たり前ではないですか。それを地方団体の努力義務は果たしている。努力義務を果たしているのは財政課のことが言うことでしょう、町長が言われたんだから。教育委員会はそれに対していいとは言ってませんね、決して。その辺は、まず予算請求をすることが先だと思います。それから、それに対して財政課がそれをどう受けとめてこたえるのか、そのことについて要望して、この問題は終わります。

次に、婦人会の存続についてお尋ねをいたします。

先ほど教育長より婦人会の会員数の変遷についてお話がありました。平成5年、今から

15年前は約1,300、恐らく平成元年は、私がおりましたんで、1,700ぐらいだったと思います。その中で、現在は358人という数字になってます。聞くところによりますと、今年の3月はこれがゼロになるというふうに聞いております。婦人会組織は壊滅をするということを、私が聞いた範囲内では自分の知識としては受けとめてます。

そういう状況が来る中で、じゃあ今まで何をしたのかと。ただ減少していくのを黙って見ていたのかと。減少してもやむを得ないと考えてきたのか。今から20年ぐらい前に、確かに婦人会無用論という話がありました。婦人会っていうのは要らないと。当時の教育長なり町長が、そういうこっちゃ困ると、基山町の婦人会がしっかり存続するようにおまえたちは努力をしろというふうに私は指示を受けた記憶があります。その当時、婦人会を存続させるための問題点というのをずっと洗い出して、いろんな検討を加えました。

一番の大きな理由は、当時の婦人会というのは、悪く言えば物売り婦人会に近いという話がありました。そうすれば、物売りの中心は、あの時代はまだ農協婦人部っていうのがありましたんで、その辺から来る物売りが多過ぎると。だから、その辺を分離しなくちゃいけないということで、前の中央公民館長でありました天野中央公民館長と農協婦人部に相談に行ったことがあります。

それからもう一つは、婦人会がだんだん少なくなっていった最大の理由は、婦人会の常任委員が回ってきたときに組織的に脱落をしていくという傾向が強くありました。行政区の中でも一番小さなもとであります何々組合、何々組合が、そこに常任委員が回ってきたときに一気に消えていく、そういう流れがありましたんで、それはやはり婦人会の役職についたら余りにも仕事が多過ぎると、充て職が多過ぎるんじゃないかと。逆に言えば、行政がこれを利用して点が大変多過ぎると。だから、その辺を改めなくちゃいけないということを再三言ってきたはずですが。一向に改められていない。そして、黙っていた結果、3月には壊滅をするという状況を迎えようとしています。

その中で、今答弁であったことが私はすべてだと思うんですね。今後、社会教育団体としてやってもらわないかんが、もしなくなった場合は、今まで婦人会がやっていた関係する町の事業等について、関係部署による検討協議を行いたいと。婦人会っていうのはそんなもんなんですかね。本来の婦人会の存続意義っていうのはどこにあるんですか。担当課としてどうとらえてる、婦人会を。単なる役場関係の関係部署による検討協議を行っていくと、その程度の婦人会に対するとらえ方なんですか。もちろん生涯学習課もなくしたわけだから、町

長も同じような考え持ってあるんでしょうが。私は、行政としてそういう姿勢で本当にいいのかどうか。

これはもう結果論ですけど、間違いなくなると思いますよ、九分九厘。3月には基山町には婦人会はなくなる。そういう状況を目の前にして、この程度の対策しか打てないというのは、私は情けないと思う。これは、あえて苦言を申してこの件は終わりたいと思います。じゃあ、具体的にどうするのかはお考えいただきたいと思います。

それから、基山町史については、現在2,000冊発行してあって、そのうちの約500冊が売れたということなんですけど、もともとたくさんつくってるわけやないんですね。1億円もかけたにしては冊数は少ないから、当然単価は上がるだろうし、売れる冊数は予想してつくってあると思いますが、この時点でたった500冊しか売れてないということは、最終的には倉庫の中に山積みになるんじゃないですか、これは、また。

じゃあ、1つだけ答えてください。この中で、500冊の中で、基山の町の職員は何冊買ってますか。答えてみてください。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

申し上げます。本町の職員の購入冊数は、45人で上巻58冊、下巻57冊、このようになっています。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

町の職員でも4分の1しか買ってないということですね。これは、クリアしようっていうのは大変な努力が要ると思いますが、今後そのことを十分考えられて対応していただきたいと思います。

この件については終わります。

最初に、一般質問の3番目の神の浦のため池の問題について質疑をさせていただきたいと思います。残り十五、六分しかありませんので、その中でお答えいただきたいと思います。

最初に言いましたように、この問題を私が取り上げたのは、確かに町長がおっしゃったように、去年の9月の議会の中で、道路の認定について議員は全員賛成をしました。そして、

何でまたこの問題を私が質問をするかというふうに疑問にお持ちだと思いますが、私なりに、それこそ議員として11年になりますから、いわゆる古参議員ですよね。古参議員でありながら、簡単に賛成をしたわけですね、自分で。本当に恥ずかしいと思っています。悪い言葉で言えば、私はだまされたと思ってる。カムフラージュですね。今まで道路の申請をしたときに、本来の予算の大半を使うため池を埋め立てる、そういう道路そのもの以外の予算のほうはるかに多い金額を使う事業を道路の新設として出したということはないでしょう。もしこれがため池を整備すると、一番当初地元からため池の埋め立てをしてほしいと、その要望に対してこたえて提案をされたのなら十分理解ができる。それがいつの間にか変わっていて、行政側の判断で、補助事業を受ければため池を埋め立てる予算も、そこから補助率によって町の一般持ち出しが少なくなる、だからそこに道路をつくることによってため池の埋め立てもできるじゃないかという判断で私はされたんだろうと思う。それならば、議会の中で、ため池を埋め立てるためにどのくらいの予算がかかり、そしてその補助率を、補助率も4.5と5.5、こういうふうになって、具体的にはどのくらいの予算総額がかかるということまでの説明は当然なされるべきですよ。どっこにもなされてないじゃない。ただ、新設道路の認定についてという提案がなされ、資料として図面が1枚つけられた。もしそれを議会が全員一致で新設道路をつくったからこの事業を展開していいというふうに町長がとってあるならば、私は議会はだまされたと思ってますよ。

もっと具体的に聞きますから、担当課長で教えてください。

この町長の説明の中で、庁議によって、課長さん方と町長さんが一緒になってこの新設道路をつくるのにはどうしたらいいだろうかということで庁議されたと思うんですね。庁議をしましたと。庁議をした結果、このため池を埋めて、新設道路をつくって、新設道路をつくるために補助事業にのせるということをそこで審議されたと思うんですが、それならば、今まで議会の中で、新設道路について、何回も何人かの議員が町長に要望してるはずですよ。塚原線、塚原長谷川線の延長、塚原長谷川線の延長については、せめて設計委託料でも組んでくださいとあなたには要望してるわけですよ、本会議の中で。そういうことははねのけといて、地元から要望があったからということだけで、それを最優先して庁議にかけるっていうのはどういうことなんですか。その庁議の中でその話は出ましたか、じゃあ、塚原長谷川線の問題あるいは塚原線の問題。ここで、検討しますとかずっと答弁をして、実際の本番のところでは何もそこせんで、この新しく出てきた神の浦城の上線、しかも埋め立てがほとん

どの事業、庁議で審議をして、これで議会にかけるといふ心理が私にはわからない。議会軽視も甚だしいですよ。

それで、地元説明会の中で、前回これを議会で審議するときに言ったわけですよ、地元説明会を十分にしていないとだめですよ。これを決議するときに、地元説明会は2回もしましたと言ってるわけでしょう。地元説明会を十分に2回もしとったら、何でこういう問題が出てくるんですか。議会側としては、地元説明会が十分なされてると思うから賛成を投じたわけでしょう。道路を新設をする場合には大変な問題があるんですよ、これは。そういうことで、十分に私は審議をなされてないと思う、道路についてはですよ。埋め立てについても全くなされてない。

そしたら、課長に聞きますが、この事業を今後進めるためには大体幾らかかるとして事業申請をしたんですか。教えてください。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

地域活力基盤創造交付金事業で施行するということで国のほうに出しております計画概要書では125,000千円の事業費を予定をいたしております。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

今125,000千円という御説明がありましたが、この補助率をよりよい補助率を受けられる事業に持っていくために、その比率を考えた場合に、基山町が4.5で国が 逆ですね、4.5と5.5。5.5の中に起債が何%入るでしょうから、基山町の財源持ち出しは幾らですか、この計算でいくと。当然計算してあるじゃろう、そんなこと。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

125,000千円で、この交付率が10分の5.5でございますので、そして充当率が90で、約5,000千円ぐらいになります。（「5,000千円ぐらい」と呼ぶ者あり）ちょっとお待ちください。

議長（酒井恵明君）

ちょっと応援してやって。充当率75%.....

まちづくり推進課長（平野 勉君）続

失礼しました。訂正いたします。充当率75でございますんで、14,000千円でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

ちょっと待ってください。そんな少ない。125,000千円かかる事業を、基山町の持ち出しは約1割でできるんですか。いやいや、起債も全部含めて基山町から持ち出すお金は幾らかと聞いてんです。

もうよか、ちょっと時間ないから。

大体、今この事業を進めるためにボーリングをするために既に6,000千円使ってますね。そして、今度の新しい予算で7,000千円計上してある。委託設計料は13,000千円ですね。そうすると、大体1割と見てこのくらいの数字になるかなという計算はしてました。その中で、基山の持ち出し分が約80,000千円ぐらいになるんじゃないですか、約。起債も含めて。

財政課長、総務課長だな、まだ。総務課長、今の基山の財政の中で、第4次総合計画にも上がっていない新しい事業に80,000千円も出す余裕はあるんですか。それで、あなたは庁議の中でゴーサインを出したんでしょうか、お答えください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけども、庁議でそういうふうになったので、政策的にそういうふうにするということでございますので、当然お金としては出さなくてはいけないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）（登壇）

そうしますと、第4次総合計画ちゃ何ですか、じゃあ。そして、しかも新しい事業を急に展開するだけの緊急性がここにありますか。あるとするならば、あなたたちが説明してる、

地元の説明してる、のり面が崩壊して危険だと、だからこの事業は早くしなくちゃいけないというふうにはしか解釈できないわけですが、そのために80,000千円の一般財源を、起債も含めて、使うゴーサインを出せるだけの財政力が基山町にあるということですね。そんなら、財政が厳しいなんていうこと今から言いなさんなよ。いつも財政が厳しい、財政が厳しいっちゅって。何のための第4次計画なんよ。突発性、緊急性があってももちろんやるわけでしょう、これは。しかも、その前には塚原長谷川線もやってください、何もやってくださいって議会の中で何回も出ているじゃない。それは全然取り上げないで、そして地元の考える会からの要望があったから、その要望も、あそこを埋めてくださいという要望でしょう、最初は。地元から新設道路をつくってくださいという要望は上がってないでしょう、一回も。それを取り上げてまでやる理由はどこにあるんですか。

このままいくと、申請をした地元の中がばらばらに割れてしまうんですよ。そんな事業を強引に持っていけば、基山町にとっても何もプラスにならない。せっかくそれだけの事業をやって、住民の何割か知りませんよ、何割か知りませんが、こんなことしてもらっても迷惑だと、困ると言っているのに、そんなに予算を出してやるだけの価値がありますか。それがあんなら、塚原長谷川線ば先にしなさい。10,000千円ありゃ設計委託料はできるよ。それが議会制民主主義の中の要望じゃないですか。

議長（酒井恵明君）

以上で平田通男議員の一般質問を終わります。

ここで2時31分まで休憩します。

～午後2時27分 休憩～

～午後2時31分 再開～

議長（酒井恵明君）

暫時休憩してましたので、会議再開いたします。

傍聴者の方には、大変貴重な時間、お待たせいたしました。

暫時休憩する前にお話ししましたように、平田通男議員の一般質問の質疑の中で不適切な表現と議長が判断し、今協議した結果、発言者から修正の動議が出てますので、発言許可をします。

まず、冒頭に平田議員の発言をお願いします。平田議員。

12番（平田通男君）

貴重な時間をとりまして大変申しわけありません。

先ほどの一般質問の中で、神の浦のため池の問題につきまして、執行部提案にだまされたというふうに私が発言をいたしました。私の認識が執行部と違っていたということだろうと思います。そういうことで、修正、訂正をまたさせていただきたいと思います。よろしく願いしときます。

議長（酒井恵明君）

ありがとうございました。お聞きのとおりでございます。発言者の御理解をいただいて、修正させていただきますので。

これより原三夫議員の一般質問を行います。原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

11番議員の原三夫でございます。今回、私は基山町と鳥栖市の合併ということについてお伺いをいたしたいと思っております。

まず、合併問題についてでございますけど、少しだけ基山町における合併の歴史を振り返って要約したいと思っております。

明治22年に、小倉村、長野村、園部村、宮浦村の4つの村が合併いたしまして基山村が誕生いたしております。このときから、大字と呼ぶようになったと記されております。先ほど平田議員からも言われておりましたけど、基山町史を職員は何人買ったのかということで、私も一番早く議会のほうから申し込んで買ってありまして、その中の真新しい基山町史の中から勉強させていただいて、この中に取り入れさせていただいております。

そこで、その当時の4村が合併して基山村となったときの世帯数と人口を参考のためにちょっと申し上げます。当時の、明治22年の各基山村になる前の小倉村が228戸、人口で1,261人、長野村で116戸、人口が678人、園部村383戸、人口で2,202人、宮浦村329戸、1,877人、合計しますと、4村で戸数で1,056、人口で6,018人、当時、基山村の誕生がこういう状況であったと記されております。

そして、その後、50年後の昭和14年4月、基山町の施行となっております。その当時の人口が6,888人、そして昨年町制施行70周年を迎えたところでございます。

明治22年の4村合併から実に現在まで120年目を迎えており、人口が今約1万8,000人となっており、120年間で1万2,000人の人口がふえたと、こういうふうな統計となっております。

そのような過去を振り返ってみると、明治22年の4村が、それぞれの思惑、それぞれの理

由により合併せずにしたならば、現在どんな村として生活しているのだろうかとの不安を覚えるものであります。また、今の基山町の発展もあり得なかったのではないかと、そういう思いを私は抱いております。

昭和28年、国は町村合併促進法を施行し、そのことに伴い、昭和29年2月、田代町、鳥栖町、旭村、麓村、基里村の2町3村と基山町は、そろって柳川の合併視察に参加をしております。第1回合併促進協議会において、基山町は、1バス乗りおくれればなど、そうやって不参加をあらわしております。そこで、残る2町3村が合併して現在の鳥栖市が誕生をいたしたわけであります。その結果、三養基郡が鳥栖の合併で分断され、現在のような三養基郡基山町の飛び地ができて、不自然な構図ができ上がったと記述をされております。

このようなことを考えたとき、合併問題が住民に与える、数十年、数百年に与える影響は重大であることが理解できると思っております。

平成の合併では、まず基山町と鳥栖市との合併構想が浮上いたしておりました。いろんな思惑があり、結果的には基山町と鳥栖の合併構想は没となり、鳥栖と旧みやき町の1市5町になり、平成14年6月に鳥栖・三養基地区任意合併協議会が設立されました。その後、法定協議会へ移行するときに、基山町は上峰町とともに離脱をいたしました。結果として、中原町、北茂安町、三根町の3町が合併することになったわけであります。

当時の天本町長は、合併は避けて通れないとの思いがありました。また、合併に関しての地元説明会が、17の行政区を4区分に分け説明会が行われたところであります。その説明会に出席された町民の方は全部で256名、区平均にしてみれば区で15人、このような数字を行政のほうから統計として出しております。

基山町長の最終的な判断として、短期間で無理があるとの理由により、合併特例法期限、平成17年3月末までには合併しないとの決議がここ本会議で、賛成9名、反対6名の賛成多数により、平成15年9月議会で採択されたところであります。

合併に関しての町民アンケートとして、基山町住民で構成された市町村合併を考える会の調査によりますと、行政側からの情報、特に合併を判断するような正確な情報がほとんどなかった、また福岡県の小都市、筑紫野市との合併などなどがかなり多かった等がアンケート調査からうかがえます。

私の思いでは、この合併は住民の意思が本当に活かされたのかどうか、私はこれは不発に終わったのではないだろうかと思っております。

そのような過去の状況をかんがみ、天本町長から新しい小森政権が誕生され、今2期目を迎えておりますけど、小森町長は、将来50年、100年を見据え、そのために合併の議論の場を設ける必要があると思います。

そこで、鳥栖市との今後の合併についてどのように考えてあるのか、町長の御見解を伺いたしたいと思います。

次に、(2)の合併の是非を問う初期的手法として、町の将来にかかわる中・長期的財政計画を住民あるいは議会に公表すべきと思いますが、いかがお考えかお尋ねをいたします。

(3)都市との合併の是非を含め、任意合併協議会を設置する考えがあるのかどうか、町長の御見解をお聞きします。

(4)町長が今議会に提案されております基山町まちづくり基本条例は合併問題と関係があるのかどうか、その点についてお伺いをします。

(5)合併は、人口減対策、企業誘致などの重要な一つの要因と思いますが、町長の見解を問います。

(6)鳥栖・基山地域ビジョン検討協議会で2つの提言と4つの提案がありました。その後の進捗状況についてお伺いいたします。

(7)定住人口増対策検討委員会についてでございます。

この委員会に対しての町長御自身の具体策を指示されたのかどうかをお伺いいたします。

イ、若手職員6名による構成となっておりますが、民間人、知識経験者は必要なかったのかどうか、お伺いいたします。

ウ、今年9月までに具体的施策を町長に報告することとなっているが、そのスケジュールはどうなっているのか。

以上をもちまして1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

原三夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1つ目は、合併問題についてということでございます。

(1)鳥栖市との合併について町長の見解を問うということになっておりますけども、合併は、まずはやはり町民の皆さん方の意思と、するのかしないのか、どことするのか、いつど

のようにしてするのかというのが前提になろうかというふうに思います。しかしながら、今私としては、合併するなら、地理的、歴史的、いろんなことからして、鳥栖しかないのかなというような気は持っております。

それから、(2)の合併の是非を問う初期的手段として、町の将来に係る中・長期的財政計画を住民議会に公表すべきと思うがということでございますが、これは、合併の是非どうこうを考えるということだけでなく、やはり今ずっと言っております協働、みんなでまちづくりを考えようと、そのための情報公開、情報共有という意味で財政計画の策定、公表は必要と思います。

それから、(3)の鳥栖市との合併の是非を含め、任意合併協議会を設立する考えはあるのかということですが、先ほども申しますように、私合併反対ということではございませんけれども、今すぐに任意協議会を設置するつもりはございません。本当に急ぐべきなのかというような考えを持っております。

それから、(4)の議会に提案している基山町まちづくり基本条例は合併問題と関係あるのかということですが、これについては、関係づけて考えているわけじゃございません。

それから、5番目の、合併は人口減対策、企業誘致等の重要な要因と思うが、見解を問うということでございます。私としましては、合併が必ずしもすぐに人口減対策、企業誘致の特効薬であるとは考えがたいという気がいたします。たとえ合併をしても、それなりの地域としての苦勞、努力はしていかなければいけないかと思えます。

それから、(6)でございます。鳥栖・基山地域ビジョン検討協議会で2つの提言と4つの提案があったが、その後の進捗状況ということでございます。

検討委員会からの提言を受け、両市町の担当課において提案内容の難易度、さらには実現に向けた検討を行い、昨年8月5日に両市町の直接担当者会議を開催し、実現性と取り組み内容の意見交換を行っております。その後、担当者において協議された内容の中間報告を本年2月5日に受け、実現に向けた取り組みを行っております。

それから、(7)定住人口増対策検討委員会についてということでございますが、アのこの委員会に対して町長自身の具体策は提示されたのかということでございます。人口増対策については、職員より25件の提案がありまして、庁内調整会議での議論を踏まえ、すぐ実現できるものについては新年度より取り組み、さらに検討が必要なものについては検討委員会にて研究していただくようにいたしております。

それから、イの若手職員6名による構成となっているが、民間人、知識経験者は必要なかったのかというお尋ねですが、今回の検討委員会は職員のみ構成といたしておりますが、民間専門家の意見等も聴取し、参考にするようにいたしております。

ウの昨年9月までに具体的施策を報告するとなっているが、そのスケジュールはどうなっているかということでございますが、基本的に月2回の開催を予定いたしております。また、2月から5月の期間内に転入転出者の人口動態アンケート調査の実施を行うようにいたしております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

今町長から御答弁いただきましたが、ちょっと私の考えと少し、いろいろと違うかなと思っております。いろいろ思惑はあるでしょうけど。

そこで、鳥栖市との合併の問題についてでございますが、今町長答弁なされたように、合併というのは、まず町民の皆さんの意思表示、意思を、合併するのかもしれないのか、どことやるのか、小郡か、鳥栖か、筑紫野市か、そういうふうな意思でしょう。その町民の皆さんの意思が前提であると、こういうふうな御答弁でございます。私もそれは全く同感でございます。合併というのは、先ほども冒頭に申し上げましたように、将来を左右する大変重要な問題であるからです。そこで、町民の意思を十分に尊重することは私も必要だと思っております。

それで、その点にちょっと町長にお伺いしますけど、ということであれば、町民の意思の確認はどうやって、どこでされるんですか、町長。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それは、最終的には住民投票とかというような形になるかと思えます。しかしながら、それまでの間にいろいろと議論も情報の交換も必要だというふうに思っております。それはおいおい考えていかなければいけないということだと思えます。

原議員、随分お急ぎのような感じがいたしますけども、さあそこまで本当に、今すぐこう

いう形で、どういう形でというような急ぐことなのかなと。しばらくはやっぱり、私自身もそうでございますし、皆さん、今先に合併されたところの検証かれこれもあっておるわけでございます。その辺のところもしっかりと勉強しながら、いずれそういう皆さんとの議論の場も持って、つくっていきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

私は、そんなに急いでおるといふ気持ちは持っておりません。私も推進の一人ではございますけど、そんなにぜひ必ず合併ありきと、するとかしないとか、そういう決断はありません。推進をする一人であるということは私はちゃんと申し上げたいです。

それで、最終的には町民の意思の確認は住民投票でやると、最終的に。それは当然のことでしょう。いろいろ、前回の合併の問題のやり損ないもありますから。それで、最後の手段は住民投票と、それはそれでいいと思っております。そこで、その中間、住民投票をやるまで、その合併というのは、今始めてすぐ3年後にできるとかそういうものではないんじゃないですか。少なくとも5年。町長、どのくらいかかると思いますか。

その前に、前町長は、先ほど私述べましたように、合併は、するも地獄、せんも地獄と。そしてもう一つ、さっき言った、合併は避けて通れないが、近い将来は必要であると。町長もそういう考えですか、ちょっと聞かせてください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私も、もう当初からといいますか、もう5年も6年も前から申し上げておったと思いますけれども、やはりこの合併という問題は、議論はと言わせていただきますけれども、避けて通れない問題だというふうにならずと言いつけてきております。合併は避けて通れないということになると、もう合併しなきゃいけないということになるかもわかりませんが、そういう意味じゃなくて、合併の問題というのは、やっぱり常に町をこれからどうしていくかということを考える上では、どうしても合併という問題は避けて通れない議論をしていかなきゃいかんということでございます。

それから、先ほどはお急ぎとかなんとか失礼なことを申し上げまして、済いませんでした。

おわび申し上げます。

議長（酒井恵明君）

原議員。ちょっと待ってください。先ほどの発言の中で……（「何かありました」と呼ぶ者あり）やり損ないっていう。前町長の名誉のためにも、表現をちょっと変えてください。

11番（原 三夫君）（登壇）

私がやり損なったと、そういう意味です。前町長を批判しているものではございません。

私がやり損なったと。（「29年のこっちゃんか」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ああ、そういう……（「29年のこつ」と呼ぶ者あり）

11番（原 三夫君）続

いやいや、そういうことじゃないんです。任意合併協議会とか法定協のときの問題、いろいろの、この平成の合併の問題のことですから。そういうことでいいでしょうか。

議長（酒井恵明君）

はい。それなれば、ちょっと私の認識違いでございましたので。はい、どうぞ。原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それで、私も、やはり急がなくてはいいいけど、ずっと合併は避けて通れないけど必要だと、そういうことでずっと、これは悪く考えれば先送りの言葉じゃないかと、そういうふうに私は感じるわけです、今までのものを通して。だから、やはり町長は、その辺を考えていただいて、新しい小森政権の中で、やはり町民ともう一回話をさせていただきたいということで、そういう考えを持っております。

それで、おいおい、いつかするばいじゃなくして、やはりその点は、きちっとしたスケジュールの中で、大変執行部の方は忙しいときと思いますが、普通の仕事も、ふだんの仕事もいっぱい持ってありますし、何でもスピード的にやってもらっておりますから大変忙しいと思いますので、その中でもやはりそういう段階的な計画をひとつ立てていただいたらどうなのかと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

それから、同じそここのところで、町長は地理的、歴史的に見ても、もし仮にも合併をするということであれば鳥栖市であろうという見解を今示されました。それで、私も当然そうだなと思っております。

ところが、この情報を、正確な情報を平成の合併のときに出さなかったもので、ほとんど

出てないという町民の皆さんの調査の内容ですよ。町長、読んでみてもらったらわかると思いますけど。そこで、その情報の、正確な情報を出さなかったがために、鳥栖とか福岡県の筑紫野市、小郡市と合併をしたがいいという、これが非常に多かったんですよ。福岡なんか60%くらいあったんですね、アンケート調査によると。しかも職員の方でさえ福岡県がいいと。それはなぜかわかりませんが、しかしやはり正確な合併に対する情報の提供をやってないから、福岡という問題が出てくるんじゃないですか。

福岡と県境を越えて佐賀の基山と合併するというのは、とてもじゃないけど、今の現行法で、町長無理と思いませんか。どうですか、ちょっとお答えください。私は、ほとんど現実性はないと思っておりますけど。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それが、県境を越えての合併の可能性が皆無だということではないと思います。というのが、もう皆さん御存じのように、やはり両議会の議決、承認が必要だということでございますので、全くできないじゃないですけども、非常に難しい、まず不可能かなという感じが私もしております。

そして、それを言うことを、以前皆さん方が御存じなくて、県境を越えたというような希望があったのかなというふうにも聞こえますけども、その辺のところは、やはりお互いしっかり情報を共有しながらやっていかないと、情報コントロールといいますか、そういうふうなことにもなりかねないから、この辺はやっぱり議論をしっかりと尽くすべきじゃないかというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

ありがとうございます。

次に、(2)でございますけど、この合併の是非を問う一つの初期的な手法として、中・長期の財政計画、基山町の。前町長は、あの当時、30年間の財政計画なるもの、A 4、1枚出されました。持っておられますかね、当時の財政課長は、どうですか。どなたが財政課長やったか知りませんが。

議長（酒井恵明君）

問いは今の税務住民課長に問うてあるんですか。

11番（原 三夫君）続

ちょっと済みません。その30年間の収支、歳入歳出、地方交付税、人口は何人になるというのをA4判1枚出されましたよ。それ、覚えありますか。いや、簡単でいいですよ、なかったらなかでいいです。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

大分前の話で、私もちょっとうっかりしておりましたが、当時確かにその計画を出させていただいた覚えがございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

それでは、私もなくしましたので、後でいただきます。

そこで、町長が御答弁なされましたこの件について、合併を考えるということではなく、協働、みんなでまちづくりを考えるというのを協働ですね、町長の言われる。協働、合併の是非を考えるということではなく、協働のための情報公開、共有という意味での財政計画の策定公表が必要だと思いますと、どうもこれは私納得いかないんですけど。町長、そしたらちょっと教えてください。合併の是非を考えるということではなくというのはどういう意味を指されているのですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

当然合併という話し合いの場になれば、もうお互いっていいですか、洗いざらいその財政状況も出し合って、協議、話し合わなきゃいかんということですけども、しかしそういう問題じゃなくて、例えば単独でやっていくにしても、その財政状況というのはもちろんしっかりとらえとかなきゃいかんし、またそれを住民の、あるいは議会の皆さん方と共有をしていかなきゃいかんということで、そういうお答えを先ほどしたということでございます。

と言いながら、今ちょっと提出がおくれております。非常に、政権交代かれこれもあるって、難しい面もございまして、ちょっと外に出すのは今控えておると。しかしながら、私も内部としては、今後本当にこの財政規模で、それから歳入がどうなるのかなというところもありますけども、その辺も予測しながら、一応のシミュレーションという形ではやっております。

それから、ちょっと余計かもしれませんが、16年だったでしょうか、に、一度財政のシミュレーションをやらなきゃいかんじゃないかということでやって、18年に見直したというようなことを私も覚えております。そうしたときに、ちょっとおぼろげでございますけども、平成23、4年には基金枯渇じゃなからうかというような、そういうことがあっておったということをちょっと覚えております。しかしながら、それをいかに先送りするかというようなことで、今何とか枯渇ということは免れております。今出しておるのも、このまま何もしてなければ、やはりいずれはということじゃなからうかと、そういう財政の情報の共有ということ、それは必要だということでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

ということは、合併をするかしないかも考えていないということではないわけですね。はい、わかりました。

それから、その協働のまちづくりというのは、その今現在議会に町長が提案されておりますまちづくり基本条例のことを指しておるんですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

当然まちづくり条例の中には協働、協働というようなことで、言葉も出てきますし、私の思いもそういうところでございます。しかし、ここで言う、いわゆる使ってます、さっき言いました協働というのは、条例にとらわれずに、本当にこれから住民の皆さん方と議会行政一緒になって考えていく、頑張っていくというようなことを指しておるということでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

町長も言われましたけど、私は、この中・長期財政計画の策定については、もう何回も本会議でも質問させていただいております。ですね。やはりこれがないと、これが町長の政策のすべての、第4次総合計画も触れながら、すべての基準を担保するこれは一つのあれですよ、指数なんですね、これは、示されるのは。これがないからだめなんですよ。町民も、大体どぎゃんなととととかいないと、計算は、こんなことで財源のあるかいと、こういうふうになるわけでしょう。先ほどからも言われるように、厳しか厳しかちゅうて、要らんとこには錢ば使うちゃ、またあれですけど、そういうことで、やはり町民もどういうふうに基山町の長期計画はなっておるんだと、その基本はどういう数字になつとのかと。そうしないとやはり安心できない、基山町将来が。そういうことです。だから、私は、そのことを、これはもう合併のための問題じゃなくして、基山町すべての根幹である財政計画なんです。だから、出してくださいって言ってるわけですから、よろしくお願いします。

次に行きたいと思います。

(3)番ですが、鳥栖市との合併するしないは別として、是非を含め、任意合併協議会を設置する考えがあるかということで質問しましたが、町長は、今すぐに設置するつもりはありません、こういうことでございます。そんなに急ぐことはないという先ほどからの回答そのままではないかと思っております。

それで、私は、ちょっと町長にいろいろ苦言を申すかどうか分かりませんが、私は、町長が合併はまず町民の意思が前提であるということと言われておるんですから、当然、じゃあその裏づけとなるものをやらなきゃならんじゃないですか。それが、私はこの法定に入る前のいろんな議論の場である任意合併協議会であると私は思うんです。ここでいろんなことを話しながら、それをいろいろお互いの、鳥栖市と基山町のいろんなもの、メリット、デメリット等もあるでしょう、それから行政内容のチェックとかいろんな議論をする場でも私はあると思っております。それを皆さんに、町民にすべてを公開して、情報公開をやっていくと、それが町長の言われる町民の皆さんの意思を大事にしたいということですから、こういう場をかりて、それとか、後はこれに沿って、流れに沿ってずっと説明会をやったりとか、広報紙を使って流すとか、そういうものもしていただきたいと私は思っております。それで、町長はそんなに急がなくていいと、ぼちぼちやると言われますから、これ以上申しません。

そこで、しかし、申しませんが、やはり基山町の行政の最高指揮官とはだれですか、町長でしょう。町長は、基山町民から負託を受けて町長になられた、そういう職にあるわけですから、町長は町民のだれよりも隅から隅まで一番詳しいわけですよ、行政のこともどういうことだって詳しい、内容も全部わかっておられると私は思っております。民間企業で言えば社長ですよ。社長が、あなた決定下さんでどうするんですか。あなたたちが何か決めてくださいよ、決めてくださいよって、そんな話はないと私は思っておりますけど、町長、どうですか。これは町長の責務でもあると私は思っております。

それで、私は、合併問題に、特に合併問題については、私はここで申し上げますけど、党利党略、それとか自分のための利益の誘導、我田引水、そのようなものをやはりすべて乗り越えて、町民全体の利益のために、やはり私は任意合併協議会をぜひとも設置されるよう最善の努力を町長にお願いしたいと思っております。時期は、ことしとか来年とかじゃなくして、その辺どうなんでしょうか、町長のお考えをお聞きしたいと思っておりますが。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

任意協議会の前に、非常に私に心にぐさっと来るようなお言葉をいただきまして。トップだから、長だから、おまえが意思決定、方向性を決めんでどうするんだというようなことだったかと思っておりますけども、そう言われると、私の決断力のなさ、リーダーシップのなさ、これが一つの私の性格でもあるという認識はしております。

それと逆に、本当に、ということは要するに優柔不断だというようなことだろうということですけども、しかし本当にそれをリーダーだというようなことで打ち出して、それが本当にいいのかどうかと。そりゃ、あくまでもおまえの思い上がりだろうもんというような、そういう御指摘も私はあるかと思っております。

きょうの「アイジャンプ」っていいですか、情報のあれで見ておりましたら、どこかの市長さんがそういうふうなことを、余り首長が言うちゃいかんと、阿久根の市長じゃございませんけども、あんた、むしろ逆の、一度お話ししたいなというような感じの書き方をしておりましたけども。やはりそれもそれぞれやっぱり考え方もございましょうけども、私はやっぱりむしろ皆さんと対話をしながら、協議をしながらというのが私の主義でございます、一つの。

それから、イエス、ノーが本当に言える、こっちだと、今でもここで言えれば、そりゃ私自身は楽かもわかりません、むしろ。言えない苦しみというか、その辺のところも、長だから言えないというような部分もあろうということ、その辺はひとつ御理解をいただけたらなというふうに思っております。

それから、任意協議会の件でございますけども、これは原議員も早々きょうあすというわけじゃなくてということをおっしゃっていただきましたから、本当に私もほっとしたんですけども、いずれはやっぱり鳥栖の市長とも　こりゃ、言っちゃいけないのかな、また相談をしてみります。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

わかりました。時間もございませんので、次に行きます。

4番でございますが、今町長が提案されておりますまちづくり基本条例のことですが、合併問題とは関係ないと、関連性はないということでしたので、わかりました。

しかしながら、私は、なぜこれを問いただしたかといいますと、こういうふうなことをちょっと聞いたんですよ。今のまちづくりは、町長が出しとつとは、財政の負担軽減と、それと合併をしないための条例じゃなからうかと、そういう話をちらちら聞きましたもんで、町長に確認したところでした。関係はないということでしたので、これは終わります。

それから、(5)の合併というのは人口減対策になるんじゃないかということで、今基山町が、もう本当に、全国的にもそうでございますが、その基山もそれに準じて人口が急激に今本当に減っております。もう1万8,000人を切りました。そういうことで、私も一町民として、やはり将来を危惧するものでございますので、例えば基山町に入ってくる人はいないけど、その鳥栖に流出、こういうのはあるんじゃないかなと。小さな基山の中で、鳥栖と一緒になったときは、鳥栖に行こうと基山の人口ですからね、でしょう。枠が大きくなりますから、生活圏が。いろんな、そればかりじゃありませんけど、やはりいろんなソフトの面も入れながら、それからやっぱりある程度人間というのは、その知名、そういうことも若い人は特に関係があるんですよ。例えば佐賀県というよりも福岡と言ったほうが響きがいいとか、いろいろやっぱりあるわけでしょう。そういうもろもろの諸条件を勘案したときには、やはり人口減対策でもつながるんじゃないかと。ただ名前だけであっても、その中身がペアであ

れば、中身がですよ、若い人も魅力のないような町であれば、それはだめでしょう。そういう意味もありますけど、私は1つの、それとか企業誘致をされると雇用もできるし、人口がふえれば経済も活性化しますし、減れば、病院だって、歯医者だって、いろんな医療機関だって、人口が足りなかったら何もできないから、じゃあ鳥栖に行こうか、小郡に行こうか、筑紫野市に行こうかと。商売人だって全部出ていきますよ、人口が減れば。減ったら雪だるま式ですよ、何にも手を打てなかったら。そういうことで、私は、人口減対策の一つとなるんじゃないかなと、企業誘致などをやっていただければ。

そこで、町長、企業誘致というのは、もう基山町はもう終わられたんですかね。あのグリーンパークが終わったということで、大体もう企業誘致はしないと、そういう町長考えですか、今後。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かにグリーンパーク、そうでございますし、それから弥生が丘、あの辺の企業用地として準備しておりました部分はもう今のところ完売をしておるということです。しかしながら、それでも完全に終わりということではございません。これからやはり、それほど大規模な開発ということとはできないかとも思いますけども、やはり部分的にはそういう工場誘致も、あるいはまた住宅開発もやっていかなきゃいかんし、やっていけるといふふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

わかりました。じゃあ、次に行きます。

(7)の定住人口増対策検討委員会についてお尋ねをしたいと思います。

このことは、佐賀新聞にも、1月でしたか、載っておりましたけど、基山町が人口が減っているの、歯どめ対策とか人口増対策を着手したと、それでこの委員会を若手職員の構成によって立ち上げたということが載っておりました。

それで、私はこの人口増対策についても、平成20年12月議会に、この人口が減ってるから、職員を行政職員、それから一般民間人、知識経験者、そういう人たちと一緒に、不動

産業の方、いろんなこと詳しい、どういうふうなことを、政策を基山町がとっていただければもっと医療、快適に基山に住めるとか、いろんなものの現場の知恵があります。そういうことで、そういう方たちも、役場の職員だけじゃなくして、充て職じゃなくして、課長がするとか、課長だけで充て職でやるとかそういうことじゃなくして、いろんな方を交えて、20名、30名ぐらいのプロジェクトチームをつくっていただいてということをして12月議会で申し上げておりましたけど、今回こういうふうになったちゅうことは、これは非常に喜ばしいこととあります。

それで、私が質問を出しておりましたのは、この委員会に対して、町長御自身の政策、人口増についておれはこういうことを考えとるからこれを調べると、こういう町長御自身の具体策を、どんなことを指示されたのかというのを私はお聞きしたんですけど、その答えがなかったんですよ。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

特に具体的な指示というようなことはいたしておりません。1月14日に発会するときに、あいさつとして若干のことは言うておりますけども、これをせよ、あれをせよということは言うておりません。それから、その後、委員会ではございませんけども、委員には、やはりとにかく机上の空論じゃない、現場をちゃんと調べてやらなきゃいかんぞというようなことは指示をいたしてあります。というのが、いわゆる不動産屋さんとかなんとかということにも足を運んで、その辺のところから、どうしたら、どういう状況なのか、どうしたらいいかというようなことも、しっかりとそれを踏まえた上での対策を考えるべきだろうといった覚えがございます。はい、それはもう私どもも考えておりますというぐらいのもんでございましたけども、そういう程度の指示はいたしてありますけども、具体的に、それじゃどうしろこうしろと、優遇税制をどうのというような、そういうことまでは、申しわけございませんけども、言うておりません。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

町長、この人口減を歯どめをかける、そして、せめて悪くても現状維持、欲を言えば2万

1,000、2万2,000ぐらいを確保すると、それぐらいのやはり高い目標を持って頑張っていたかないと、どうなるのですかね、この先基山町は、人口は。

それで、そういう、この人口減対策というのは、若手職員6名の方だけで、そりゃ優等の方でございましょうけど、6名でできるものじゃないでしょう。これは、いろんな分野から、すべての分野から総出でやらないと、片方だけでやって、片方は何もなかったじゃ、連携、関連性がないような政策とっても焼け石に水と私は思います。そういう意味でも、私はもっと真剣に考えていただいて、その民間の専門家の意見等を聴取して参考にする、聴取しに行くのか、こっち来ていただいて聞くのかわかりませんが、そのくらいで果たして基山町の今の人口減がとめられるのかと。社会的現象でもある人口減を基山町だけで、この程度の小さな委員会でどうやっていくんだと、そういう気は私はしております。しかも、町長みずからの柱の考えが入ってない、これはどういうことですかね。町長は何も考えておられないんですか。何か1つぐらいあるでしょう、1つか2つか3つぐらいは。

いや、これは笑い事じゃないと思いますよ。あなたたち職員が考えてくださいと、そんなことでいいですかということですよ。町長、何かこれはということはないんですか。今からでも指示されることは。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

今回のこのプロジェクトチームは、あくまでも役場の職員にアンケートをとって、そしてそこで二十五、六項目出てきた、その辺をベースに役場内で、ひとつ若い人の考えで検討していこうというのがあくまでも今回のこのプロジェクトチームでございます。したがって、これですべていいと、解決できるという話ではない、これはプロジェクトチームのメンバーには申しわけございませんけども、これですべてだとは私も思っておりません。いずれはやっぱり、本当言うと、みんなの、町民の皆さん方の委員会かなんかも、それからそこには学識経験者も入っていただいてというような、そういう組織づくりというか、それは考えなきゃいかんというふうに私は思っております。

それは、ひとつまずこれをどういう形でまとめ上げてくるのか、それを見ながらまた企画課とも考えていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

じゃあ、やる気のある皆さん、若い職員の方が、町長、この人口減がとめるためにはどうしようもないですばいと、我々考えますから検討委員会を立ち上げてくださいと、そういう主導でいかれたような気も、今伺いました。それはそれとしまして、とにかく私は、本当に英知を絞って、みんなで結集して、やっぱり我々もそうですけど、一緒になって人口減対策は考えていかなくちゃいけないと思っております。

それで、最後の質問になりますけど、基本的にはスケジュールについては2回の開催を予定しておりますと、ですね。そして、2月から5月の期間に転入転出者の人口動態のアンケート調査を実施して行いますということになっております。

それで、この6人の方の職員さんは、日ごろの行政の事務やっておられながら、この人口増対策の検討委員会の仕事もすると、そういうふうになっておると思いますが、その点、それで果たして大丈夫ですかということをお聞きしたいですね。時間ありますか、そんなに。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

この6人の若手の職員のほうから選出しておりますけれども、基本的には月2回の開催、それも3時からを予定いたしております。その後、回数等について、もう少しふやすという意見等は企画政策のほうと打ち合わせながら行っていくと思っておりますけれども、各課の中で確認をとっておりますことは、もし時間外が発生しても、その部分についてはちゃんと見て、時間外での対応も考えていくということにいたしております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

じゃあ、よろしくをお願いします。

それから、最後になりますが、2月から5月の期間内ということ、もう既に2月が1カ月過ぎました。転入転出者の人口動態アンケート調査実施したということですから、じゃあ2月分のその転入転出者に対する人口動態のアンケート調査はどういうふうになっておりますか、ちょっと教えていただけますか。2月1カ月間。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

最終的なデータの取りまとめは、2月から5月を集計して出していきたいと思っております。ただ、人口動態につきましては、先月1月が人口は2名増、それから2月が6名の増となっております。ただ、この中の内訳につきましては、転入転出者のほうの調査を行っておりますので、その分については分析をしてまた報告を差し上げたいと思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

特にやっぱり重要なのが、その転入転出者に対するアンケート調査ですね。なぜ入ってこられましたかと、基山町に、それとか転出者には、なぜ基山町を出られるのか、どういう理由なのかというアンケート調査であると思っておりますけど、それは、そうすると、窓口の住民課の方が、あそこで私たちがいろいろ住民票とか印鑑証明書をとりに、あそこで書いて出しますね。そのときに、私が仮に転出者であったり、転入者であったりしたら、その転入転出を出すときに、係の担当の方が、職員の方がそこで調査票を渡して、そこで聞かれるんですか。それとか、別におられるんですか、それ聞くとに。その辺どういうふうになってるんですかね。本当にこれは大事なことですから、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

この調査につきましては、数年前にも行っております。ただ今回は、こういった状況をもう一度再確認をするということで2月から5月行っております。そのアンケートの内容につきましては、抽出の該当する部分についての丸という形をとらせていただいておりますけれども、それ以外に、そういった理由があれば書いていただくというふうな方法で、短時間でアンケートに答えていただくような形をとっております。

また、それにつきましては、これはあくまでも任意でございますので、その辺も加味しながら、住民課の受付係のほうで担当をお願いしているところでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）（登壇）

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で原三夫議員の一般質問を終わります。

ここで3時50分まで休憩いたします。

～午後3時36分 休憩～

～午後3時48分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、今定例会の一般質問の最後であります品川義則議員の一般質問を行います。品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

6番議員の品川でございます。本当に皆さんもお疲れでございます。いましばらくおつき合いをお願いいたします。

通告をいたしておりました消防行政について質問をさせていただきます。

まず初めに、先月の火災によって被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、そのときの消火活動で尽力をいただいた消防団にも心から敬意を払うとともに、先日の3月7日の訓練での、あの訓練に取り組まれる真摯な姿を見て、我々もしっかりとこの消防団員の期待にこたえるような議員としての活動をしなければならぬと、また二度とこういった大きな火災が起きないように進めていかなければならぬというふうに感じておるので、今回の質問を考えさせていただきました。御回答のほうをよろしく願いをいたします。

今、消防団の必要性の低下ということが課題となっております。これは、消防団員の確保の難しさということにも連携をしております。消防団員が勧誘に行きますと、基山町には基山分署があるから、常備消防があるからもう要らないんじゃないかと、消防団に対する必要性というものが非常に町民の中でも疑問を持たれてる部分が多いと思っております。

といいますのも、基山町にも基山分署ができ、常備消防ができたので、大きな火災というものなかなか発生しにくい状況であります。また、通報等が本署から分署へ参りまして、

消防自動車が先に出て、後で消防団員が駆けつけて、そのときにはもう鎮火をしていてとか、支援のほう、後始末、残り火の消火と、そういった昔の消防活動とは大きく違ったものであるところに、本当に町民の方々にこの消防団というものが必要であるかということが疑問が大きくなっているのではないかと考えております。

ただしかし、今般のように、昨年7月の大水害と、水害によって大きな被害が出ておりますけれども、そのときにも消防団は水防団として土のうを積んで被害が大きくなるように活動しております。また、行方不明者が出た場合でも、多くの消防団員が日常の仕事を取りやめて、人捜し、行方不明者捜しに奔走をしております。それとともに、日ごろ、日夜問わず、予防消防の活動で広報活動をさまざましておりますし、先日の訓練のように、日曜日のお休みのときにわざわざお出ましいたできて、約午前中、パレードまでおつき合いいただいて、活動を、全くのボランティアという形でされとります。

こういったことを、本当に今の消防団の姿というものを我々はもう一回再認識をして、必要性というものを突き詰めていかなければならないと思ひまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、常備消防と非常備消防ということについて質問をいたします。

常備消防と非常備消防の役割の違いはどんなところにあるのかお尋ねをいたします。

次に、実際の火災現場では、それぞれ消防活動とその役割の違いにはどんなことがあるのかお尋ねをいたします。

また、通常の活動での常備消防と非常備消防の連携、訓練などの場合においてでございますが、どのようなことが行われておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

質問要旨2、火災発生時について質問をいたします。

火災発生の通報から消防団員の出勤までの体制、どういう系統で団員が出動するのか、その経過についてお尋ねをいたします。

次に、火災発生時に鳴らされるサイレンはどのようなシステムによって鳴らされているのでしょうか、改めてお尋ねをいたします。

また、連絡体系について質問をいたします。

本部長である町長へはどなたが連絡をされるのでしょうか。

また、現場で指揮をされる消防団長、副団長へはどの部署から連絡をされるのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、防火施設について質問いたします。

防火水槽は町内に何カ所ありますでしょうか。

また、今後の防火水槽設置計画はどのようになっていますでしょうか。

また、その計画されて、設置されております防火水槽の容量はどれくらいありますでしょうか。

また、その設置されている容量で、どれくらいの時間消火活動ができますでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

消火栓は町内何カ所ありますでしょうか。

また、その設置基準はどのように決まっていますでしょうか。

また、1カ所の消火栓でどれくらいの消火活動ができますでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、質問要旨3の消防団員の確保について質問をいたします。

まず、2月10日の火災での出動人員は何名でしょうか。

また、この出動の人員の分団ごとの出動人員は何名でございますでしょうか。

消防団員の定数は197、実員数は187名ですが、そのうち被雇用者団員は何名いらっしゃいますでしょうか。

また、被雇用者団員のうち日中の火災に何名の出動を見込めるでしょうか、お尋ねをいたします。

この次の質問は、以前にもお尋ねをいたしました、私は本当にこの制度というものは必要性を感じておりますので、改めて質問させていただきます。

機能別消防団員制度の導入は考えていらっしゃいませんか。

この機能別消防団員制度というのは、OB団員、5年以上とか経験した団員が、任期を過ぎてOBになられて、その後に現役の消防団員の指導、訓練の指導とかそういったことのできるような指導者団員という制度、それから大規模災害が起きたときだけの団員という登録をしていただく大規模災害団員、それからもう一つが、消防協力事業所認定制度というものがございます。この中に、勤務地、町外に住んでいらっしゃる方でも、基山町内に勤務をされていて、大規模災害などあった場合に、その勤務地である基山町で消防団員として活躍をしていただけないかという制度であります。

また、大規模災害が発生した場合に、建設業者など重機を持っていらっしゃる方、またそ

ういった建設会社の方に協力事業所となっただいて、その災害の防止、また復旧に携わっていただくということを、いつも、ふだんでもそういうことはされておりますけども、改めてそういった認定の、基山町の協力事業所として認定して、そういったPR活動、また消防団の活動を改めて認識していただくということにこの制度をお使いいただけないかということで、機能別消防団員制度というものを、導入いかがでしょうかということでございます。

また、消防団員確保、本当に今3月でございますけども、消防団員現役になりますと、暮れごろから、来年は3名やめる、5名退団されるということで、その補充、定員というものがありますので、定員を満たすために東奔西走されて、いろんな手がかりを求めて、3月まで苦労されてやって補充をされているということでございます。

この団員確保というものを団員の方々だけにお任せするのは、私は非常に不自然な感じがいたします。そこで、行政として広く町民の方に消防団の活動を知っていただき、また消防団員が勧誘に行かれる、消防団の勧誘が都合よくいくような、そういった後押しができないだろうかということで、消防団確保のために消防団の活動を町民の皆様に理解していただくことが最重要だと思っております。その消防団の活動を広く知っていただく広報活動として今何が行われているのかお尋ねをいたします。

質問要旨4、防火訓練について質問させていただきます。

冒頭にも言いましたけれども、3月7日に第8部管内の小倉地区において春季防火訓練が行われました。消防団員約120名が参加し、また多くの地元の住民、また区長様方に多くお見えになって、また地理的な関係で、非常にりりしく、本当にたくましい消防団の活動が見えたすばらしい訓練であったと思っております。

この今回の訓練内容についてでございますが、春季、秋季と年に2回行われておりますけども、それと同じような目的で行われたのか、お尋ねをいたします。

また、今回の訓練は、直前に起きました火災の教訓というものを深く思い、それを生かすための内容で訓練は行われたのか、この点についてもお尋ねをして、1回目の質問を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、いよいよ最後でございますけども、品川義則議員の質問にお答えします。

消防行政についてということでございます。

(1)の常備消防と非常備消防について、アの常備消防と非常備消防の役割の違いはどんなことがあるのかというお尋ねです。

消防本部や消防署といった常備消防は、常時消防の任務に当たっている専門の機関で、非常備消防である消防団は、一たん災害や水害等が発生した場合には消防職員と同じような任務を行う違いがございます。また、非常備消防である消防団は、1日と15日に各部とも出動し、防火広報活動等を行っております。その他、火災予防週間、年末警戒期間においても防火広報活動を行っています。

イの火災現場での活動と役割の違いはあるのかと、実際の火災現場ではどのように違うのかということですが、実際の火災現場では、火災からの被害を最小限にするため、常備消防、非常備消防連携して消火活動を行いますので、消火活動に関して違いはないと考えています。しかし、火災鎮火後、常備消防は次の火災に備えるため消防署に戻りますが、地元消防団は引き続き、再び燃える危険がないと判断できるまでは火災現場で活動を行っています。その点は、常備消防と非常備消防で火災現場において違いがあると考えています。

ウの常備消防と非常備消防の連携、訓練等はどのようなことが行われているのかということとです。

秋季防火訓練と春季防火訓練において、常備消防と非常備消防が連携した訓練を行っています。例えば常備消防が防火水槽に水利部署しておれば、非常備消防が防火水槽へ注水の後、常備消防のタンク車から火点まで延長し、消火活動に当たることもあります。また、非常備消防が負傷者を発見した場合は、常備消防に救急車出動を要請します。その他、特別供用訓練、新部長特別訓練は常備消防の指導のもとで行っています。

(2)火災発生時の組織体制についてでございます。

ア、火災発生の通報から消防団の出動までの体制はどうなっているのかということですが、119番通報が鳥栖・三養基地区消防本部に入り、鳥栖・三養基地区消防本部司令室がサイレンを吹鳴します。サイレン吹鳴により、基山町消防団は火災現場まで出動をいたします。

イのサイレンはどのようなシステムで鳴らされているかということですが。鳥栖・三養基地区消防本部司令室から電話回線を伝い、基山町役場にその指令が届きます。その指令を基山町役場内のサイレン制御装置が受けると同様に、電話回線を伝い、一斉にサイレンが吹鳴されます。

ウの連絡体系はどうなっているのかということです。

1の町長へはだれが連絡するのかということですが、これは総務課長が連絡をいたします。

2の消防団長、副団長へはだれが連絡するかということですが、鳥栖・三養基地区消防本部司令室から団長、副団長へ連絡をいたします。

エの防火設備について。

1、防火水槽は町内何カ所あるかということですが、103カ所ございます。

2の防火水槽設置計画はどうなっているのかということです。基山町においては、危険性、衛生の面から、ふたのない無蓋防火水槽からふたのある有蓋防火水槽へ切りかえることとしています。現在、無蓋の防火水槽は2カ所でございます。

3の水の容量はどれくらいで、何分間消火活動ができるかということです。消防法3条では、消防水利は常時貯水量が40・以上または取水可能水量が毎分1・以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものでなければなりません。そのため、基山町では、新設する場合、40tの防火水槽を設置をしています。消火活動時間は、放水圧、延長ホースの数によって変わりますが、通常1線で80分、2線で40分程度でございます。

4の消火栓は何カ所あるかと、設置基準はあるのかということですが、消火栓は232カ所あります。消防法4条で、防火対象物から1つの消火水利に至る距離が、用途地域により、100m、または120m以下となるように設けなければならないとなっています。その基準をもとに設置をしております。

5の1カ所の消火栓でどれくらいの消火活動ができるのかということです。消火栓の圧力にもよりますが、2線まで放水することができます。

(3)消防団員確保について。

アの2月10日の火災のときの出勤人員は何名かということで、92名でございます。

イの分団ごとの出勤人員は何名だったかということで、本団が3名、本部が9名、1部が18名、2部が8名、3部が13名、4部が10名、5部が7名、7部が5名、8部が12名、9部が7名の合計92名でございます。

ウの実員数187名だが、被雇用者団員は何名かということですが、141名でございます。

エの被雇用者団員のうち日中火災には何名の出勤が見込めるのかということです。被雇用者に限定した数字は把握しておりませんが、消防団全体で60名程度と確認しております。

オの機能別消防団員制度は考えていないのかということですが、現段階では考えておりま

せん。

カの消防活動協力事業所認定制度は検討していないのかということですが、これも現段階では考えておりません。

キの消防活動を広く認識してもらおう広報活動は何を行っているのかということです。基山広報「きやま」で、訓練、式典の実施やその他消防活動の広報を行っております。

(4)防火訓練について。

アの訓練の内容はいつもと同じなのかということですが、水利の状況や道幅、建物の密集ぐあい等、それぞれ開催場所によって条件は違いますので、内容は毎回違います。

それから、イの今回の火災の教訓を生かした訓練を行うのかということです。日ごろの消防団の訓練により、火災時の各部の水利部署、防火水槽への注水、各部の連携による消火活動はできていたと考えております。今回の訓練は、各部がどこに水利部署し、消火活動を行うか、あらかじめ決めておくのではなく、水先案内人の指示により消火栓、防火水槽、資源水利を利用し、中継等において連携した訓練を行いたいと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

では、再度質問させていただきます。

消防行政の1のアでございますが、違いがよくわかりましたし、また役割もそれぞれ変わってきておりますので、今後とも連携が必要ではないかと思っております。

次のイですけれども、この前の、先月の火災のとき、この答弁書では、火災鎮火後、常備消防は次の火災等に備えるために消防署に戻りますと答えますが、この2月の、先月の火災のときには消防サイレンの音が約8時ちょっと前ですけれども、実際に消防署の、基山分署とか消防署が現場を離れて次に備えられたのは何時ごろでございますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけれども、サイレンが鳴ったのが19時50分で、鎮火のサイレンが21時14分ございました。だから、私ちょっと役場のほうにおったもんですから、現場のほうにはい

ませんでしたので、鎮火が21時14分ですので、その後に消防本部のほうは帰っていると思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

わかりました。消防団は、聞くところによると、12時過ぎまで、どうかすると1時近くに帰られたということですけども、鎮火というのは、火が何回も燃え起こったということで消防団残られたと思うんですけども、その辺の判断、消防署帰ります、じゃああとは消防団にお願いしますというのはどちらのほうか判断、消防署が判断されるのか、消防団長があとは自分たちがというふうに、それとも相互がされるのか。

それと、12時過ぎまで残って消防団員は、どこが残られて、どういった活動内容をされたのか、おわかりでしたらお願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

先日の火災ですけれども、確かに私が役場において、担当の者が帰ってきたのは約12時ごろでございました。だから、鎮火の件に関しましては、サイレンを鳴らすのは消防本部と団長が協議して鎮火のサイレンを鳴らすと思います。それと、残る、地元、だから第2部が残って、再発火するのを防ぐために残っておりました。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

今回の、本当に大きな火事でありましたけども、その消火活動中の問題点とか課題、非常に水利が悪かったというふうにも聞いておりますし、その辺のところ何か庁内で、また課の中で反省点が出てきたと思いますし、また消防団とも、今回の火災のような大きな規模の火災の消火活動をした団員といますのは、約8割が初めてやないかと思っております。まして、部長、副部長となって各分団の指揮をとったということを比べると、こんだけの大きな火災を経験した者は皆無だったのではないかと思っております。

そういった中で、今回の火災における大きな課題点がもしまとまってあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

やはり、今おっしゃったように、今回の火災のところは、水利が非常に少なかったと、水利部署するところが。そういったときには、当然中継をしなくてははいけません。そういったことが、ふだん訓練をしてますからある程度のことはできてますけど、それをもっと迅速に中継をするようなところが改善点ではないかと思っております。

それと、中継するときには、やはり各部が連携をしなくてははいけません。だから、春、秋訓練をしております。そういったときのまた連携の、訓練の課題にもなるかと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

今、1部消防では、年に4回、1部管内で担当の区が4つありますので、4カ所行っております。そのときに、ほかの部にも声をかけて参加されてるところもありますけども、できればそういった実践に即した、もう夜8時からですから、夜半の訓練で、地理も不安定な中で1部は行っております。非常にいい訓練が行われておりますので、全体で年2回行われておりますけども、そういった小規模の連携というものが必要であるとなれば、また水利の悪い箇所がたくさんあると思いますので、できればそういったことを推奨していただいて、消防の部長会とかで行政のほうから指導いただくということをお願いできないでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問でございますけれども、1部、確かに4回、年にしております。ただ、ほかの各部におきましては各部の訓練を行っております。それで、通常はやっぱりその水利部署とかそういったものを日ごろから点検、見ておかななくてははいけませんので、そういった観点

で、各部は各部で行ってありますので、それをまた、さっき言いましたように、例えば2部と3部で中継とか、そういったものはまだちょっとやってないかなと思いますけど、そういったものは部長会なりで提案をしていって、もしできればそういった日ごろの訓練の中にそういったものを加えていただければとは思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

よろしく願いいたします。

では、次に移りますが、火災発生時に移りますが、通報から消防団の出動までということ経過をいただきましたけども、この時間、119番の通報があって、サイレンが鳴って、消防団員が現場に着くまでというのと、それから消防署が現場に着くまで、大体どれぐらいの時間がかかるのでしょうか。

また、その経過、聞いたところによると、現場に消防署、基山分署が行って現場を見て、それからという話もありますけれども、その辺のところも少し詳しく説明いただければと思いますが。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

確かに119番を通報されて、それから、町長が回答しましたように、鳥栖・三養基の消防本部に連絡が入ります。それから、基山町のほうにサイレンの電話回線が入り、基山町から各部のサイレンに電話回線を通じます。だから、そこにやはりちょっと1分かぐらいの誤差が出るものと思っております。

それで、大体基山町の管内であれば、道路とかそういった関係もございませぬけれども、分署から大体5分前後で各現場には行けるんじゃないかと思っております。ただ、その後に、どうしても本部のほうに先に連絡が入りますので、各分署のほうはその後にサイレン等で確認をするわけですから、それもやっぱりおくれるものと思っております。何分ぐらいちょっとおくれるかは私も調査しておりませぬのでわかりませぬけれども、若干おくれるものと思っております。ただ、地元だけは当然早いのかなと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

すると、鳥栖のほうに通報があって、即分署のサイレンが鳴って、役場に来て全部のサイレンが鳴るという御説明なんです、ちょっと私が聞いたお話は、一回現場を見て、その火災の状況。ただの通報の状況だけで発令をされるのか、その辺のところを。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

済いません、私の説明不足で。当然119番来て、それから分署がすぐ出動します。それで、その現場確認をしまして、出動が必要と、消防団が、そのときにサイレンを鳴らすということでございます。申しわけございません。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

となると、分署が、御存じの場所にあります。近場ですといいんですけど、通報があって、鳥栖から一、二分タイムラグがあって、連絡受けて出て、分署が出動して、小松、丸林、野口という、極端な例を言いますが、こういった場所になると、やはり幾らサイレン鳴らして行ったら5分以上はかかるとは思うんですね。どうかすると10分近くなる場合もあると思います。それから、出た、消防署から通報が来てサイレンが鳴ると、で集まってくるとなると、どうやって20分程度はかかるのではないかと、最悪ですね、ないかと思いませんけども。

昔、分署がない、私が入ったところは分署なかったんで、即消防来て、一発でサイレン鳴って、即出動して、どうかすると本署よりも早く現場に着くと、ほかの地区でも先に着いたことが何回かあったんですけども、そういうものでは今はなくて、消防署が先に行って、その後に分署が来るということになります。で、先ほど言いましたように、時間的に15分から20分程度かかるということになると、実際の火災では、15分おくれると、通報から15分かかって来るとなると……（「もう消えとる」と呼ぶ者あり）という声もあります。

通報で、本当に一分一秒を争うというのは、本当にその通報された方の気持ちを推しはかれば、思われると思うんです。そこで、消防団が消えた後に行っても、ぼやであればいいけど、ぼやであっても、本当に不幸なことですからいけないと思いますけども、より大きな火災のときに、隣家に移るとか、被害がさらに大きくなるとかということは、やっぱり初動の消火活動というものが必要であると思いますんで、その辺のタイムラグ、昔はこんなにかからんと。今は分署ができて立派になったけども、余計に時間がかかってしまって、大規模火災とかなったときに、消防団がどうなるのか、そういうところ、問題だとはお考えになっていないんですか。今のままでいいと思ってらっしゃるのかをお尋ねします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

家屋火災とかそういったものに関しましては、そんなに15分とか20分とかおくれることはないと思っております。通報によって、もし家屋火災とかであれば特にサイレンはすぐ鳴らすと思います。ただ、ぼやとかそういったものが懸念される分は、ちゃんと現場を見て、それからのサイレンだと思いますので、そういった15分とか20分のおくれるということはありませんと私は思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

要するに、ですから119番通報があったときに、本署のほうの判断、それはやっぱりそこでされると思うんですけども、その辺のところをもう一回確認をしていただければと思います。

次へ移ります。

サイレンでございます。サイレンですが、各部の格納庫、1部から9部までありますけども、それ以外の箇所にサイレンが何カ所ついているのか、1部から2部、9部まで、格納庫には全部ついていると思うんですけども、1部の格納庫にもサイレンはついてますでしょうか。それと、あとそれ以外に、サイレンがこの役場以外、どっかついているところはありますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

1部の消防署のとはサイレンはついておりません。前、旧役場の上に鉄塔があった関係上、ちょっとあれ取り除いてますけれども、そういう関係がありまして、1部の消防署のときにはついておりません。ただ、消防署以外では、けやき台の貯水槽の上のほうに設置をしてるものがあります。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

基山町の地図を見ると、一番町の中心街、ここに一番近いところで、例えば駅に何かあった場合で一番聞こえるところは8部ですね、小倉の格納庫にあります。その次に近いのが役場ですよ。それから、その次ですと9部の白坂というふうになります。これ、サイレンで、音ですので、風上、風下、日中、夜間、非常に違ってきます。旧役場にあったんですけども、それを取り除かれて、その後なぜこの近辺にサイレンを設置されないのか。

なぜこういうことを聞くかということ、サイレンが聞こえないって言われたんですよ。あの近辺は、昔役場がありましたので、もうどんなときでも飛び起きると、もう物すごくやかましかったということがあります。もう今は全く聞こえないと。この中心地には、団員の、日中でも出れる団員が多くいると思うんですよ。自営業者もいますし、建設関係、もう自分で町内に住んで仕事をしてる人もいっぱいこの中にいると思うんですよ。有力な戦力であると思うんですけども、この地域にサイレンが聞こえてないという状況は、なぜこんなふうになってるのかお尋ねします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の件でございますけれども、聞こえないという情報はこちらも確認をしております。それで、今のところ、そういったところを聞こえるようにするような検討といたしますか、そういったものは今してるところでございます。

ただ、平成22年度につけ切るかどうかちゅうのはちょっとわかりませんが、平成

23年度までにはその辺の検討を、サイレンの方法を考えていきたいとは思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

聞こえない箇所がある、町の中心地にあってもいいという考えであるのか、お尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

いいとは思っておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

議長（酒井恵明君）（登壇）

ちょうど基山の防災行政無線というものがございしますが、これとサイレンを連動して町民に火災のお知らせをすることはできないのでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

サイレンの連動はちょっとできないということになっております。

以上でございます。

技術的にできないということになっております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

それであるならば、早急にこのサイレンの、そう大型でなくてもいいと思うんですよ。数カ所につければ、中心地であってもいいですし、この地図を見ると、高島団地もないです。長谷川地区もないです。文教通りもないです。それから、伊藤ハムとかコカ・コーラとかト

ーモク、この近辺にもありません。この工場近辺も、やはり町内の方が従業員としていらっ
しゃれば、万が一の火災のときには出勤される可能性もあります。で、日中の火災にもこう
いった人員というのは非常に重要だと思っておりますけども、サイレンが聞こえないので出
勤できないということが万が一でもあってはならないと思うんです。行政無線も連結はでき
ないというならば、火災のこのサイレンを早急に、仮でも結構ですから、つけていただくよ
うに強く要望をいたします。

行政無線のほうですけども、これ防災無線ですね、が、これも聞こえないという箇所が非
常に多いわけですよ。というところが、マンションとか、5階建て、6階建ての大きなマン
ションが建っている箇所です。この行政無線は、高さが8mです。多分8mを超える建物
があると、その向こう側では聞こえていないということでもありますけども、この工事を発注し
たときに、業者のほうがかまなくこの防災無線が聞こえるような調査をされたと思いますが、
その結果でもこうやって聞こえない、行っていない箇所があるということでもありますけども、
それのところはなぜそういうふうな状況が起きているのか。調査をした後にマンションが建
ったということではないと思いますので、もともとそういう想定で、町内くまなくこの防災
無線というのは、消防のサイレンと同等、もしくはそれ以上の大きな役割を持っているもの
だと思っておりますので、なぜそういう状況があるのか説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

この防災行政無線の設計、現地調査についてちょっと説明したいと思います。

MCA防災行政無線の導入のために、MCA防災行政無線の調査設計業務を財団法人の福
岡県建設技術センターに委託しておりました。そして、まず机上設計を行い、机上設計が適
切なものか、現地調査を行い、設計の最終決定を行っております。現地調査を行った後、拡
声子局の設置場所の決定、スピーカーの数量、出力容量、方向の決定、スピーカー柱の建柱
場所の決定、受信入力レベルの測定、音達試験、既設設備の利用等を決定しております。

ただ、今防災行政無線が聞こえづらいというのは、確かに意識して聞くのと意識して聞か
ない場合で大分違います。私もそれはあれですけども。それと、今の家屋が機密性が非常に
高いから、例えば部屋でテレビ等をかけていたら、やはり聞こえないと、そういうことはあ
ります。ただ、私たちもあちこち行って見たんですけども、外にいる分では大体聞こえる

ものと思っております。ただ、さっきも言いましたように、部屋で窓を閉め切ってテレビ等をかけてあれば、それはやはり聞こえないということであります。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

早急な改善をお願いいたします。サイレンが聞こえない場所がある、また行政無線が入ってこない場所がある、表に出れば聞こえているよでいいのか、もう一回お考えをいただきたいと思っております。

次へ移らせていただきます。

連絡体系でございますけども、お答えいただきましてありがとうございました。ただ単に、これは本当にふと疑問に思ったものですからなっておりますんで。先ほどのお答えでこの内容はわかりましたので、次へ移ります。

防火施設、防火水槽が103カ所設置をされとります。これが基準で40・ということになっておりますけども、この103カ所すべてが40・の規格であるのか、お願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

現在防火水槽が2カ所ありますけど、その2カ所が40tを満たしておりません。

以上です。

議長（酒井恵明君）

あとは、全部40t。品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

戻りますけども、先月の火災で、防火水槽の水がなくなって、亀の甲の水を放水したということありますけども、その辺の状況を、ここも40・あったわけでしょう。で、どういう利用の仕方を、この1槽から1線だったのか、2線分を引いたのか、そういった状況がおわかりになればお教え願います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

済いません、私はその辺の検証をまだしとりません。申しわけございません、わかりません。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

非常に重要なことだと思っております。この水があつての消火活動であると思しますので、もう一回確認をお願いしたいのと、本当にこの答弁にありますように、通常1線で80分、2線で40分というものなのか、また防火水槽の不備によって水が漏れてるとかそういう点検は消防のほうでされておると思いますが、そういった体制も十分とっていただきますように要望をいたします。

次に、消火栓であります、消火栓、1カ所で2線まで使えるということではありますが、これは消防法で100mか120m間隔で置かれておりますけれども、ここの1カ所で2線使うと、100m先でまた2線使うと。それはどこまでできるのか。なぜかという、この長野の工場団地、あのあたりで火災が発生しますと、やっぱりそのあたりをどれだけの水力が保てるのか、必要だと思しますので、お願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の件でございますけれども、消火栓については、そこそこで圧が違ふと思います。ただ、消防署にお尋ねしたときには、通常の圧力であれば、1つの消火栓から2線までは大丈夫だということを聞いております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

これ、後で個別に聞きます、済んません。

この次の団員確保が一番のきょうメインでして、何とかお願いします。

2月10日、92名出動をいただいております。本当にありがたいと思っております。実員数、消防団は実員数が187名でございます。サイレン鳴ったのが7時50分と、夜の7時50分。一

番皆様がお宅にいらっしゃる時間帯ではないかと思っておりますが、出勤は半分以下ですね、お仕事の都合もあるでしょうし、曜日も関係ありますけども。187名中92名というこの数字はどのようにとらえていらっしゃいますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

私としては、出勤人員は非常に多いなと思っております。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

私も、多いまでは言いませんけども、何とか消火活動ができるようなすばらしい人員だと思っております。

ここの問題、私は、その実員数、この187となっておりますけども、これは実際の消防団員がこれだけの数入っていらっしゃるわけですから、登録をされていらっしゃるわけですけども、この中に、お話聞くと、なかなか日ごろから消防活動に参加できないということも聞きます。どうかすると、こちらのほうにはいらっしゃらなくて、遠方へいらっしゃって、団員が足りないから名前だけでもという、確実ではありませんけども、そういうお話も聞いております。

日中の出勤人員が60名程度ということでありましてけども、この60人の人間、出勤人員の根拠、60名という、これはどこから来ていますでしょうか、説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

この60名、確かではございませんけれども、大体60名程度だろうということで町長回答したいと思いますけれども、役場職員なり、自営業の方、そういった方々を総称して大体約60名ぐらいが昼間の火事で出られるんじゃないかということで判断していると、根拠になっております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

消防団の組織概要が、基山町があるんですが、自営業者団員が10名、地方公務員、これは24名となっております。これ、地方公務員全部が役場の方ではないと思うんです。すると、この60名っていうのは、これ入れても34名ですから、残りが24名町内からお見えになるということでありまして、非常に危うい数字ではないかと思うんです。これ、60名として、9部、本部入れて9部ですけども、分けて、約6名ちょっとの人であると思うと、この数字もおおよそ確実ではないと思いますし、しっかりした数字でもないと思いますし、またまたこの消防団員全体の187名もなかなか怪しい数字ではないかと思っております。といいますのも、今回の3月のこの訓練、日曜日ですね、朝、120名程度の参加でしたですね。入退団式とかいろんな訓練等も大体110名程度的人员ですよ。仕事上で来れないとなっても、どう見積もってもそんなに、残りの70名、80名が日曜日にそんなに出勤できないということはないと思うんで、この実数自体、実員数のこの実数は、本当は150か、140とか、その辺ではなかろうかと思うんです。それをはっきりと把握しておかないと、この日中の火災の出動人員というものをしっかり把握できないと思うんですよ。そうすると、大体の火災で、我々が昔言われてたのは、3人そろったら出動してよしという話を上から聞きました。ただ、今のところ、ポンプ車も変わりまして、人員も要ると思いますし、大きな火災になってくると、3名出ても結局は現場において十分な働きができるのかどうかという問題ありますので、もう一回、この日中の出動人員を、各分団にお願いして、正確な数字を把握されて、それによって対応が出てくるのではないかと考えているんですけども。余りにも少なければ、その各分団のポンプ車出すよりも、どっかに応援みたいな形で、出てくるけども、実際の活動は半分の消防車で行うとか、それぞれじゃなくて、やっぱりその現場に即した内容の実践ができるような人員の把握を早急をお願いをしたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

各部の部の出動が少ない場合は、その部同士が連携して消火活動には当たっているものと思っております。私たちのときも、例えば私3部でございましたけれども、3部で2人ぐらいしかいないときには、その現場に行ったときに、その他の部と協働して消火活動に当た

りますので、その点は、そういったことをしてるものと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

よろしく願いをいたします。

次の機能別消防団員の制度でございます。以前もお願いをして、同じような回答をいただきました。今回の火災見て、私思ったんですけども、なかなか今経験が多く積めるような状況でもありませんし、実際今の団員というのは経験が積んでないわけですよ。なかなか経験を積みというても難しい部分もあります。であれば、そういった多くの経験をされたOBの団員がいらっしゃると思いますので、各部で訓練をするときに、そのOBの団員を指導団員として、町のほうから費用を払っていただければありがたいと思うんですけども、ボランティアでもそういった組織をして、制度として取り入れていただいて、何か事故があれば補償はすると、ただボランティアですよという基本を置いていただいて、何とか現役の消防団員が現場で町民が求めているような消火活動ができるような指導体制をとることは、この制度を使ってできないでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

機能別消防団制度の件でございますけれども、この件に関しましては、消防団長なり、そういったところに相談をして、実際必要かどうか、また今後つくっていくのかどうかの話をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

次へ移ります。

消防団の活動の広報活動でございます。また、消防団の確保でございますけども、幼年消防クラブと、パレードですね、保育園等がことしもパレードしていただきましたけども、あ

あいうふう小さいころから消防活動にどっかで触れていただいて、消防のことをより、子供たちも、またその保護者の方も理解していただくいい機会ではないかと思っております。できれば、教育長にお尋ねですけども、小学校で、基山分署もございますので、ああいった箇所へ、学習ではないですけども、体験とか、消防署の見学とかということの御協力をいただいて、この消防団のPR活動にお力をいただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

消防署の見学等については、実際に社会科の3年生の教材の中にありまして、機会を見て行ってるようでございます。

それから、そのほかには、1年生に紙芝居などがあつたかと思えますけれども、高学年にも社会科の勉強の中でそういうのが出てきますので、教材を使って勉強しているところでございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

団員確保が少しでも安易になるように、町もホームページの広告とかいろんな場面を通してこの消防団の活動をお知らせいただく、また消防団の必要性を強く町民に訴えていただくように広報活動をお願いいたしたいと思えます。

最後にいきます。

防火訓練でございます。

今回の春季訓練、これは消防署とか基山分署と相談をされて今回の訓練の内容を決定されたのか、それか、いろんな助言をいただかれて今回の計画を立てられたのか、全く消防署には、一指揮下として入っていただいたのか、消防署のポジションはどのあたりのところで活動をいただいたのでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

この訓練に関しましては、当然消防署との連携等もありますので、消防署との協議もし、

それから部長会なりそういったところで話を決めております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

先ほども聞いたんですけども、実際の火災の場合、この指揮系統というのは、団長と消防の分署長なりその現場の消防署の指揮下、これはどちらにある。同じなのか、どちらが指揮下に入るのか、そのところはどうなっていますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

それは、消防本部の指揮下に入ります。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

それから、この分署がありますので、この訓練というのは非常に団員にとっても貴重な訓練であると思います。より実戦に即した訓練を私は行うべきではないかと思っております。町民の前で、消防団員が、いろいろ失敗ありましょうでしょうし、不都合な部分も見えてきて、頼りない部分もあるとは思いますが、実際に必要なのは、訓練でのうまくいくことよりも、現場の消火活動で存分の力を発揮できるような訓練であるべきだと、この訓練の位置づけはなっていると私は思っておりますので、できれば消防署がもう少し深くかかわった訓練、実戦に即した、今回も水利等、水先案内人においてされておりますし、またどこにつけるか、先づけてというのは先着順でされておりますけども、もう少しより実戦に即した、火災現場だけの通報で、あとは無線連絡だけで箇所づけを行うとか、実際の現場はそうであると思うんですよ。現場の火災で、実際の火災で、水先案内人はどこにもいませんし、自分たちが水利を探さなきゃいけないと思うんですよ。そういった場合に、その地元の団員というのはその地域においての情報量っていうのは物すごく持っていると思いますし、水利はどこだ、この地区につけるといことは瞬時にしてわかるような体制がとれていると思いますので、その辺の連携もよくとれるような訓練ができればお願いをしたいと思っておりますけども、いかがで

しょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

地元の水利とかそういったものは、地元消防団が常日ごろそういったところの点検、防火水槽にしても、実際水が入ってるか、それと消火栓は大丈夫か、そういったものは日ごろ点検をされております。だから、いざ火災が起きたとなると、多分地元が一番早いと思いますので、地元の方が水利案内とか消防団員が案内とか、そういったものもするものと思っております。

今言われましたように、そういったことも含めて、今後よりよい訓練ができるようにするにはどうしたらいいかを、部長会なり消防署と協議しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

大事なことを忘れておりましたので、済みません。時間来ましたけれども。

小学校では、避難訓練、火災訓練ていうのを必ずやっております、そのときに分署から、また本部からの場合もありますが、はしご車等が来て、赤い自動車が出て、子供たちに非常に鮮烈な印象を受けておりますが、そういう教育もしております。

また、1年から3年までは、消防スケッチ大会がございまして、そういうのにも参加しております。つけ加えます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）（登壇）

日ごろ、本当に消防団員が真摯に取り組んでいらっしゃるこの姿を見ると、我々も何とか後押しができないか、一助でもできないかということを常々思っております。また、現場の声を聞きますと、団員確保、また消防への町民の意識というものが非常に低下をしております。必要性というものは非常にふえているのに、その消防団員の地位的なもの、また活動の認識

というものが非常に薄れてるときでありますので、より広報等、またいろんな場面を通してこの消防団の必要性を十分訴えていただければありがたいと思いますので、どうぞよろしく
お願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

済いません、大きな声を出しまして申しわけございませんでした。

議長（酒井恵明君）

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会といたします。

～午後4時56分 散会～